

令和3年6月第12回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和3年6月15日第12回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐 々 木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 高野 進議員、4番 結城喜和議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

10番。木村 満議員、登壇。

〔10番 木村 満 君 登壇〕

10番（木村 満君） 10番、木村でございます。

それでは、通告に従いまして、大綱1番、1問なんですけれども、質問をさせていただきます。

津波避難指示が出た際の対応についてということで、大綱1番、質問させていた

だきます。

去る3月20日に地震が発生しまして、それに伴いまして津波注意報が発令されました。津波注意報が発令されたことに伴いまして、本当においては津波避難指示ということで、避難指示を発令されました。この発令されたことに対しまして、本町の津波避難計画においては、原則徒歩避難としながらも、車での移動もその選択肢の中に入っているという計画を策定されております。しかし、そういったことへの対応であったりとか、あとは避難指示の出し方ということで、以下4問、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1問、車で避難してもいいということで、選択肢の中には入っているんですけれども、私のところに二、三報告が入ったのが、荒浜大通線で避難をしようと思った方が、県道10号線のところの交差点のところで詰まってしまいまして、車の中で津波到着のお知らせを聞いたということ、二、三報告を受けておるんですね。そのことについて、あそこは混んでいるので、避難するのがちょっと困難なのかなと思うんですけれども、その点についてどのようにお考えなのか伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 一般的に、津波避難時に徒歩を原則とさせていただいておりますが、車による避難を行った場合に、津波の浸水想定区域内にまで渋滞が延びてしまうことで、命の危機が高まるためでありまして、質問のありましたとおり、本町におきましても、交差点におきまして特定の箇所において渋滞が発生しやすい交通環境になっていると認識をしているところでございます。

それらのことから、津波避難の際の経路につきましては、避難移動の手段も含めまして、ご自分の生活環境などに合わせていただきまして、日頃から確認・決定していただき、また、複数の選択肢、一つだけに決めるんじゃなくて、常に幾つもの道路を使うとか、それを頭に描いていただいております。渋滞を避けながら、より迅速にかつ確実に避難が達成できるよう、防災訓練や出前講座等を通じまして、津波避難対象地域への啓発を重ねているところでございます。今後も普及啓発に努めてまいりたいと、町としては考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいま、複数の経路をとということで、それも避難の訓練の中でお

話されているのも、私も聞いているところなんですけれども、その避難道路と位置づけている以上、避難指示を出した際には、その避難道路が優先であるべきだと思うんですけれども、この件につきまして、この県道10号線で渋滞が起らないように、ちょっと県のほうと協議したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 交差する道路のうち、いずれか一方の道路を優先度を高めることによりまして、他方の道路を避難経路として想定されている方もいらっしゃいますので、避難の円滑化の妨げとなることが懸念をされることをございます。そのように片方だけを平常時と緊急時で変えるというのですね、優先度が高い道路ばかりが選択されることになりますので、かえって結果として渋滞発生を生じる恐れがあるために、優先道に関する協議を今のところ町としては行う予定にはなっておりません。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 現在ちょっと町長の答弁の中身も理解できるところではあるんですけれども、私の質問の、この荒浜大通線のところなんですけれども、まず津波注意報、警報でもいいですけど、出た場合というのは、津波というのは海から来ますね。県道10号線の場合というのは、亘理から岩沼に向かおうと思うと、海に向かっていくんですよ、まず。そしてまた、岩沼から亘理に来ようと思って亘理大橋を渡ると、南に来るよりも西に行ったほうがすぐ東部道路越すんですよ。そうすると、荒浜大通線の避難も誘導が確保できるということで、荒浜大通線からの避難ではなくて、そこを通っている全員の安全確保につながると思っての視点なんですけど、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま木村議員のほうからもそのような案があるという、考えがあるということは承知するところですが、あらゆる道路の方向を制限することによりまして、全ての避難者が効率よく避難を完了していただくということは、理論上は可能だと思っておりますが、しかしながら、一刻を争う津波避難のときは、道路それぞれの通行の可否、地震によってどうなっているかも分かりませんし、定かでない状況の中で、平時とは異なる制限を設けるといことは、反対に混乱を生じてしまうのではないかなと思っております。これまで繰り返し訓練等で浸透を図

ってきました津波避難の実効性を欠くものになるのではないかと考えております。
あくまで荒浜大通線も津波避難の効率を高めるための道路の一つであります。気象情報に連動する形で通行の優先度が変わるものではないという前提で、これまで住民による津波の訓練を重ねてきておりますので、その成果による実効性を高めることを念頭に、今後も防災行政の推進を進めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 町長の答弁も、やはり私も分かるところはあるのかなと思っておりますので、訓練の実効性を高めていくということであれば、私も町民参加型の訓練には参加させてもらっておりますので、その辺注視しながら訓練に参加していきたいなと思っております。

少し視点変わるんですけれども、この避難計画の中では、原則徒歩避難となっていて、町長も原則徒歩避難ということで答弁いただいたんですけれども、3月20日の場合にちょっと限定になってしまうんですが、夜に地震起こった場合に、原則徒歩避難ですよと思うと、徒歩避難の場合は水平避難か垂直避難が原則になるかと思うんですが、荒浜地区で水平避難しようと思うと、東部道路を越すところまで歩いていくということになって、夜に子供を抱きながらとか、あと足腰が悪い方がというのはなかなか難しく、原則的には垂直避難ということになると思うんでね。その垂直避難をしようと思ったときに、ちょっと同僚議員の質問に重なる部分もあるので余り触れはしませんけれども、交流センターとか小・中学校が高いところなので、そちらのほうに垂直避難せざるを得ないと思うんですが、今、あそこに掲げているサイン看板見ると、緊急避難場所にはなっているものの、津波のところでバツテン印になっていて、そこでちょっと混乱を生じるのではないかと考えていて、誘導がきちんとできればいいんですけど、1人目が入っていけばみんな入っていくと思うんですけど、集団の心理として、「ああ、ここは駄目なんだ」と思って、誰かが違う経路に行ってしまうと、みんなそれにつられていってしまうのかななんて思って、混乱来してしてしまう可能性があるななんて思って見ていたんですが、この点について町長いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 昨年度、令和2年度におきまして、本町における指定避難所などに災害種別を表示しました看板を設置をさせていただきました。災害種別は大きく区

分しますと、津波の災害、洪水・土砂災害などの風水害、そして、津波を伴わない地震による災害、そのほか、大規模な火災等ございますが、看板の内容につきましては、本町の地域防災計画に基づきまして、各指定避難所がどの災害種別に対応しているかを表示した内容となっております。

指定避難所は、災害が長期化した際に、そこに滞在できる建物を指しておりまして、想定災害区域外であることが必須となっております。一方、滞在する目的ではなくて、緊急時に一時的に垂直避難ができる場所としまして、荒浜小・中学校などを緊急時一時避難場所として指定をしておりまして、これを示した看板についても、荒浜小・中学校には避難階段に掲示をさせていただいております。

ただいま質問でおっしゃいましたとおり、荒浜地区において避難する際、基本的には西部の浸水外区域のほうに、そちらを目指して避難をしていただきたいところでございますが、緊急性がある津波から逃れるために、これらの緊急時一時避難場所を活用していただくことも想定していただきたいと考えております。

町民の皆様にはハザードマップをふだんからご確認をいただきまして、津波災害時の避難先や雨災害時の避難先を認識していただきたいと考えておりますし、本町としても改めてこれを意識していただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ、そちらの看板については周知徹底行っていただいて、混乱が生じないように避難できるようにしていただければと思います。

それでは、（2）番に入らせていただきます。（2）番なんですけど、これ安心・安全エリアメールというんですかね、正式名称、分からないんですけど、私自身もこれ登録しているんですけども、この3月20日のときに、避難所を閉鎖しましたと案内は来たんですよ。閉鎖しましたって案内来たんですけど、開設しましたという案内が届いていなくて、せっかくなら開設しましたという案内も流したらどうかなと思ひまして質問しているんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町内におけます避難行動に伴いまして、避難所を開設した場合におきましては、その緊急性及び情報伝達の確実性から、登録等に関係なく強制的に受信をすることができる緊急速報メール、いわゆるエリアメールなどと呼ばれているメール配信サービスと、防災無線を用いた音声放送による周知伝達を行っている

ころでございます。その上で、閉鎖の段階になりましたら、その切迫度は低いことから、議員のご質問にあります登録型メール、ホットメール、防災安全情報により周知をさせていただいております。

ご質問のございました登録型メールの運用についてですが、町内在住者のみならず、例えば、町外にお住まいのご親戚の方などにもご登録いただいております、本町防災体制におきます情報発信の手段として一定の効果が見込めるほか、町内在住者の情報取得手段の多重化を図る観点からも、避難所開設情報の発信における登録型メールによる配信について、今後運用を検討してまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 運用を検討されるということは、これは実施していくという方向でよろしいでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そのとおりでございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 実施されるということであれば、特段、これ以上お聞きすることはありませんので、ぜひ確実に実施していただければなと思っております。

それでは、（3）番に入らせていただきます。

避難所開設の案内ですね、こちら避難指示と同時に出したほうがいいのではないかなと考えているんですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 避難指示等の避難情報を市町村長の権限により発令した場合には、避難先となります避難所を併せて開設することになりますが、昨今の新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、従来のように避難した住民が先行して施設に立ち入ることができない状況となっております。このことから、施設職員及び本町避難所運営担当職員が避難所の開設に向けて検温や問診体制の確立、発熱者の動線確保等の準備を行いまして、感染予防対策が整った段階で避難所の開設をお知らせすることとしております。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 避難所開設につきまして、やはり避難者の方が来てからでは、開設するのに少しご苦勞するんだろうなというのは、容易に想像できますし、感染防止

もしながらでないといけないというのも、このコロナ禍の現下においては、私も容易に想像できる場所ではあるんですけども、ただ、この避難ということを捉えて言うと、まず逃げるのが先だと思うんですよ。その後だと思うんですよ、避難所で安心して暮らせるとか、少しリラックスできるとかといのは。そういうことを考えると、ただ逃げてくださいと言われるよりも、ここに逃げてくださいと言われるほうが、避難の第一歩が早くなるんだと、私自身は思うんですよ。そういう意味で、同時に流したらどうでしょうかという質問なんですけど、そういった観点では町長いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員おっしゃっているとおりの部分あるかもしれませんが、従来、避難生活を行うための避難所は、災害の種類ごと、また、行政区ごとに地域防災計画により定まっております。それを基に、例年、防災訓練等を実施しているところでありますが、あくまで避難というものは難を避ける、すなわち命の危険のある区域から離れるということを意味していると思います。直ちに避難生活を開始する、避難所に立ち入るといったものではないと思います。このことから、避難所施設を含めまして、安全な区域における避難先は各家庭での計画によって最も都合のよい避難先を選択をしていただき、日頃から訓練などを通じまして、その実効性が高まるように、町としても努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） その続きになるんですけども、避難してくださいということで、もちろん難を逃れる、全くそのとおりだと思います、命の危険ということで。これ、避難してきて、私自身も避難してきたんですけども、大型スーパーに待機されている方が結構いたんですよ、避難するときに。大型スーパーの方も、もちろん避難している方々に対して、買い物しないのであれば泊まらないでくださいなんて、言うわけないわけですね、必ずもう命がかかっているわけですから。そして、今、町長の答弁にもありましたとおり、まずは難を逃れるということで、各家庭で考えていくんだと。その中で、避難所の設置というのは準備があるんだということになると、その大型スーパーとかで待機するということは、当然、本町においても想定できるような範囲内のことだと思うんですよ。避難者の方が大型スーパーとか、そういった駐車場の大きなところに行って待機するというのは、想定できる、想定内

のことだと思っんですね。その想定できることに対して、大きな駐車場を持っている民間の方々の善意だけに頼るのではなくて、やはりあらかじめ町のほうから避難指示が出た際には、避難する方がいるかもしれないので、待機させてほしいということをお願いしておくとか、あとは、または災害協定組んでおくとか、そういう体制づくりというのが大事だと思っんですけれども、この点いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 津波から水平避難をされた方に際しまして、一部の避難者の方が広い駐車場を持っております公園や商業施設等に暫時避難されている状況は、町としても認識をしておるところでございます。地震や津波等の災害発生時の商業施設等の対応行動については、統一的に定まっているものはないため、今後は、商業施設ごとの実情を懸案しながら、必要に応じまして協定の締結も検討してまいりたいと思っます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ぜひ、協定まで持っていつていただいて、協力体制を組むというのが理想なのかなと思っます。

それでは、ちょっと最後の質問に入らせていただきます。（4）番なんですけれども、消防団の方が詰めますね、注意報とか警報とか出たときに、消防団の方が詰めて、そして、町内をパトロールしていただくということ、本当に大変にご尽力いただくんですが、その消防団の方が詰める場所というのは、交流センターになるかと思っんですけれども、交流センターの鍵を持っている人が来ないと開かないという状況があるかと思っんですよ。なので、私は、この交流センター自体を電子錠にすることによって、発令と同時に開くような、そういうシステムに変えたらどうかと思っんですけれども、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 防災拠点の施設の速やかな開錠、鍵を開けることは、後の防災活動に対する重要な事項と考えております。現段階におきましても、災害発生時は職員等がいち早く鍵を開けるよう対応しておるところでございます。今後も、より速やかな施設の開錠に向けまして、電子錠の導入も視野に入れながら、セキュリティを含む運用面、管理面等の観点から検討を重ねていきたいと思っます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） すみません、これも先ほどと同じ表現になってしまうんですけど、それは、実施されていくような検討なのか、それとも、まだまだ検討中の検討ということなのか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 運用等や運用の方法、そしてセキュリティの問題もありますので、関係機関などの協議、検討が十分になされていない現状でございますので、現段階では実施の有無について方針がまだ定まっているところでございません。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そういう理由であれば、ぜひ、よくよく検討してもらえればなと思っております。いや、例えば、費用対効果だということなんであれば、そんなことないですから、今どきスマートフォン一つで家のドア開くぐらいですから、費用対効果ということであれば別だったんですが、運用状況が定まっていなくて検討だということであれば、検討していただければなと思います。

そして、ちょっとだけ外れるので、これは答弁結構なんですけれども、この電子錠を使うと、いろんなすそ野の広い提案をしているつもりです。公共施設全般において、公民館の開閉とか、鍵の開け渡しとか、そういったものが一切いらなくなりますので、行政コストの削減とか、人的リソースの削減とか、そういうところまでつながっていくと思っておりますので、導入の検討をなされるということなんであれば、そこまで広げて検討していただければということをお願い添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（佐藤 實君） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

次に、11番。森 義洋議員、登壇。

〔11番 森 義洋 君 登壇〕

11番（森 義洋君） 11番、森 義洋でございます。

私からは、大綱で3点質問です。小項目は14点ございますので、スピーディーに進めていきたいと思っております。

では、通告に従いまして質問いたします。

まず、1、給食センターの運営と、緊急時の教育総務課と子ども未来課の連携について。

①5月13日に起きた給食センターの衛生管理の問題による給食提供ができなかった件について、どのような経緯順序で提供をしない判断をしたのか。学校にはどんな指示を出したのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらの件に関しましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 5月13日午前10時20分頃になりますけれども、調理が終了し、洗浄室においてクラスごとの食缶等への配食中に捕虫トラップに体長約5センチメートルのネズミが捕獲されているのを委託調理員が発見しました。既に死亡しており、いつ捕獲されたのかは分からない状況でした。その後、教育委員会に報告があり、提供中止の判断をしたものです。学校へは校長会の連絡網で給食センターの衛生管理上の問題から給食を提供できなくなったため、午前授業での下校を指示したところであります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 私に連絡が入ったのは、当日の11時58分、正午のちょっと前でございました。メールにて連絡が入ったんですが、そこでの内容をちょっと各小学校、全ては分からないんですけど、ご紹介させていただけば、「本日、給食センターの衛生管理の問題で給食の提供ができないこととなりました。そのため以下のような対応を行います。本日は、午前授業とさせていただきます。12時20分に引渡し下校とします。できるだけ徒歩でのお迎えをお願いします。昇降口より入り、各教室で引き渡します。兄弟がいる場合は上の学年の教室に先にお越しくください。児童クラブやデイケア等に行く予定だった児童についても、昼食を食べていないため、引渡しでの下校をお願いいたします。明日はお弁当といたします。急で申し訳ありませんが、準備をお願いいたします。できるだけ電話での問合せはご遠慮ください。」というような内容でございました。

12時ちょっと前に連絡が来て、12時20分に引渡しが始まるという連絡でございました。かなりタイトなスケジュールを突然保護者のほうに送ることになってしまいました。つまり、今回のことにより、保護者の方々に対して、もちろん勤めている方々も多くいらっしゃるはずですが、その方々が勤め先からの早退や欠勤をせざるを

得なくなった、がいるはずです。町民に対して損害を与えてしまった認識はございますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 当日、13日及び14日、教育長名の文書で子供たち、そして保護者には謝罪を申し上げているところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今回のことに関しましては、やはり衛生上の問題で、食事提供ができないというのであれば、こういった対応もしようがない部分はあると思いますが、やはり保護者に対しては丁寧な説明というものがあるべきものだったろうと、していただいているということは、もうこちらも分かっているんですが、次回とか、こういったことがあった場合でも、何かしらの対策を取っていただけるようお願いしたいと思います。

次に進みます。②すぐに迎えに来れず、待機時間が長くなることも想定されるが、児童への食事の提供は考えなかったのか伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 子供たちへの食事の提供については考えておりませんでした。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 突然のことで、食事の提供ができなくなったわけですから、そういったことをやるよりも、とにかく下校をしていただいとという形になったのは分かります。ただ、幾つかの小学校では、学校側からのお願いがあって、PTAの方々が協力して食事の提供を行ったという話も伺っております。今後もこういった事案が発生する場合もあるので、この点についてはどうしていくのか、検討していただきたい。

また、その点を踏まえて、次の質問に移りますが、その日提供するはずだった給食センターで調理する以外の食品をどうしたのか伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 給食センター以外の食品につきましては、ご飯については返却、その他は廃棄処分ということになります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） やはり、学校に運ばれている、当日ですとご飯、あと牛乳、それと

ヨーグルト、当日はそういった内容だったと思います。この食品だけでも何とかした食事を提供いただければと思った保護者もたくさんいたと思います。私の知っている限りでは、1時現在でも互理小学校には200名以上の児童が待機しておりまして、保護者とももちろん連絡がつかないとか、そういった状況になっていたかと思えます。やはりそういった食品を、全員に行きわたることは難しいですし、アレルギーの問題という場合もありますが、極端にアレルギーの児童が多いわけではないので、そこは区分けして、来ている食材、食品を提供するというのも考えるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 給食センターから事故の一報があったときに、もう既にご飯とヨーグルトと牛乳は配送されるということは承知しておりました。そこで、それだけで給食提供できるかどうか、これも考えました。結果的には、無菜の状態でご飯に食べさせるわけにはいかないという、その部分の判断が勝りまして、結局は提供せずに下校という判断をしたところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 状況等は分かりましたが、やはり学校に運ばれているものを見れば、これ提供できるんじゃないかと思う人たちがたくさんいて、そういったご意見もあったのかなと思います。

その点で④に進みますが、保護者からの問合せは学校や教育委員会にあったのか。その場合、問合せの内容はどんなものが多かったのか。また、その後、校長会が開かれているとも聞いておりますので、校長会ではどのような議論がされていたのか、お答えください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 学校や教育委員会にあった問合せにつきましては、引渡しのメールが見られない、気づかない。それから、午前授業で返す以外の方策はなかったか。それから、ご飯、牛乳、デザートを提供することは可能ではなかったか。それから、提供中止の判断の正当性のご意見を頂戴しました。校長会では、問合せや苦情等の有無、対応状況の確認を行い、今後に生かす意見の聴取を行ったところであります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 議論がそのように尽くされたのが分かったんですけども、対応を

こうするというマニュアル等、そういったものは、今作成中ということによろしいですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 同じような事故が起こらないとは限りませんので、これに備えて各学校にマニュアルを追記するよということは指示をしたところでございます。ただ、校長会の話の中で、学校規模、そして地域によって随分実態が違いますので、学校に応じて、規模に応じてマニュアルに追記するように指示をしたところであります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） そうしていただければ、今後こういったことに対応していただけるのかなと考えます。

続いて、⑤番でございます。防犯上の理由から、給食の提供をせず、すぐに下校となる場合もある、そのときの対応はどのように現在考えているのか。また、今回の事態を踏まえ、緊急事態マニュアルを整備する必要があると考えるが、どのように現在考えているのか、お答えください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 防犯上の理由等により、緊急的に下校する場合には、児童生徒を保護者へ引き渡すまで、学校で留め置きをすることになります。今回の事態を踏まえ、各学校の緊急時マニュアルに追記していくことは、先ほど校長会のほうで指示したとお話したとおりであります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 本年に入りまして、給食の提供できなかったというのが今回で2回目になります。前回は、爆破予告等がありまして、そういった対応を取らざるを得なくなったということがあります。そういった点を踏まえて、やはり検討を続けていただいて、より良い形でマニュアルができていくことを望みます。

続いて、6でございますが、先ほども私のほうでメールの内容等にもありました5月13日の件で、児童館の利用ができないという情報が流れていたが、その後、解消したとも聞いております。教育総務課と子ども未来課の連携はどうだったのか、当日ですね、お答えください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その件については、私のほうからお答えをさせていただきます。

児童クラブの運営につきましては、常に小学校の動きに沿った対応を行っていることから、教育委員会と子ども未来課、小学校、児童クラブで情報の共有を図りまして、連携して取り組んでおります。

児童クラブの運営に当たって、災害等が起きた場合の児童の受入れ対応を定めており、あらかじめ保護者と学校に説明をしております。その中で、小学校において児童を保護者に引き渡す場合は、児童クラブを開設しないこととしておりますが、今般は急な引渡しによる保護者への負担を軽減するために、児童クラブの受入れ体制が整う午後1時から受入れをしたものでございます。

児童クラブの職員は、主にパートタイムでございまして、通常は午後1時半に出勤していることから、急遽施設を開設するための体制が確保できるかの確認を行った上で、保護者へ各施設からメールにて周知をしたところでございます。

小学校では、正午頃に引渡しの情報をメールにて配信をしましたが、一部の学校におきまして児童クラブの受入れ対応に従い、開設しない旨の内容を追記したことから、児童クラブとの情報の差異が生じたものでございます。

今後も様々なケースに対応するために、引き続き教育委員会、子ども未来課、そして関係各所との連携を図りながら、最善の対応ができるよう努めてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

1 1 番（森 義洋君） 今回のようなことはまた起こり得ることではあると思います。関係各所連携の、情報の共有ですね、今後もこういったことを考えて、どう連携していくか、様々なケースがあると思いますが、いろいろなことを想定して、今後も進めていっていただきたいと思います。

続いて、大綱2に移ります。

本町の給食施設といいますと、給食センター、あとは保育所などにある食事提供をする給食施設の大体2か所になるかと思われれます。今月、6月1日より食品衛生法の改正により、全ての食品従事者にH A C C Pに沿った衛生管理を行わなくてはいけなくなりました。どちらかというところ給食施設は大量調理管理マニュアルを今の現時点でも使ってやっているものと思います。どちらかというところ一般的な飲食店とかの管理とかとは違って、食品工業といいますか、工場とか給食施設とかで使って

いくマニュアルでございますが、こちら、国際基準であるHACCPに沿った衛生管理を民間でも随時使っていくことになりました。

HACCPについては、Hazard（危害）、Analysis（分析）、Critical（重要）、Control（管理）、Point（点）、5つの単語の頭文字に由来する衛生管理の手法でございます。これらの単語は前半の2つを合わせて危害分析、後半の3つを合わせて重要管理点という言葉をつくることができます。これらの観点は、消費者に安全な食品を提供する上で欠かせないものでございます。危害分析では、食品の原料を仕入れる段階から出荷時までの微生物や異物の混入などの危険要因を特定し、管理し、一方の重要管理点では、食品の安全性を確保するため、管理基準を明確にし、特に重要に管理する必要がある工程を意味しています。

1960年代にアメリカで生まれたものでございますが、わが国ではアジアの中でも導入が一番遅く、広く周知されているものではございませんが、集団給食、学校給食においては、既にこの理念に基づいて基準をつくり、管理運営されています。

そこで伺いますが、①給食施設の重要管理点（CCP）と管理基準（CL）は、どのように管理計画されているのかお答えください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 初めに、学校給食センターにおいては、受託業者が学校給食法、食品衛生法及び関係通達によります文部科学省学校給食衛生管理の基準、厚生労働省大量調理施設衛生管理マニュアルによるHACCP概念の衛生管理を行い、その内容をセンター所長に報告することが定められております。

HACCP概念の衛生管理を行うため、その前提となります一般的衛生管理プログラムを受託業者が契約後に作成をしまして、日常の点検を行っております。また、公立保育所に給食調理におきましては、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき実施することとされておまして、当該マニュアルを遵守し、それに加えて、各施設の建物や設備等の状況に応じ作成した保育所の衛生管理マニュアルに従って調理を行っております。

以上のように、給食施設の重要管理点（CCP）と管理基準（CL）の管理計画につきましては、大量調理施設衛生管理マニュアルは、HACCP概念を持つ衛生管理のガイドラインであり、HACCP自体と構成が異なっておりますが、重要管

理事項を重要管理点と押さえ、それぞれの危険要因を排除するための管理手順をマニュアルに定めまして、チェックリストを用いて記録しながら実施しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） HACCPの概念に基づいて大量調理管理マニュアルに沿って衛生管理を行っているということですが、HACCPでは、食品製造の工程を管理するためのガイドラインとして、7原則12手順が設定されております。これは、危害要因の分析、管理手法の設定、運営についての作業手順を規定したもので、ガイドラインには12の手順があり、食品衛生のレベルを守るためにこれらの手順に沿いながら製造を行う製造現場では欠かすことのできない重要なポイントとなっているはずでございます。

そこでお伺いしますが、危害要因分析のための準備として、先ほど町長のほうからもありましたチェックリスト等を作成しているとは思いますが、そういった重要管理点や管理基準についてのチームの編成、また、製品説明書の作成、意図する用途及び対象等の消費者の確認、こちらに関しては基準としてはありますけど、やる必要性はないと思うんですが、学校給食ですので、製造工程一覧図の作成、製造工程一覧図の現場確認などというのは、現在、現場のほうで作成し、行っているのか伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは教育総務課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 給食センターにおきましては、毎日ですけれども、作業工程表、それから、作業工程図を作成しまして、チェックをしている。それと、管理基準、管理項目につきましても、毎日、所長、それから、委託調理栄養士とともに確認し合いながら、会議を進めまして、次の日の懸案事項に対して対処しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 続いて、質問しますけれども、分析、HACCPプランの作成の原則についても伺います。

危害要因分析の実施、重要管理点（CCP）の決定、管理基準の設定、先ほどそ

ういったことはされているということは分かっているんですが、モニタリング方法の設定や改善措置の設定、検証方法の設定、記録と保存方法の設定、これらも実施されているということによろしいですか。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 重要管理点として捉えたもの、そして、重要管理基準に加えたものに関しては、毎日モニタリングを継続しまして、記録し、保存するというようにしてございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） そうなりますと、今回、先ほどの大綱1で質問あった事案で、この重要管理点、またその分析においてモニタリングを行っていることで、今回は見つかったということになりますけれども、その管理基準として、何といたしますか、モニタリングの中身というか、そのトラップの確認だったりとかということが、今回どういうふうになったのか。そして、どういう基準、変わったのだったら、そういったものはもう既に明記されて、チェックリストの項目の中に入っているということで行っているのか、そこを確認したいんですが。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 今回、ネズミが見つかったことに関しましては、重要管理点として捉えておりますので、チェック表にも加えまして、毎日モニタリングを継続しまして、記入している、保存しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今回、こういったものがあつたから、改善をするというような形の検証を行ったということになりますけれども、できれば、なる前にとか、もっと想定ができるようにとか、今までの確認がやっぱり甘かったという可能性もありますので、定期的なこういった改善をしていく、検証方法の設定というのを見直していくという作業を引き続きお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

②長期に休業する場合の清掃は、休業時、定期的に行っているのか。また、営業開始時の衛生点検や防虫防鼠のモニタリングの確認は、現在の管理計画に明記され、実行されているのか伺います。

今回、ネズミの件でしたけれども、ゴールデンウィークの連休がありまして、10

日前後食事の提供というか、給食の提供がなかったはずですが。その中でも特に学校になるとゴールデンウィークや夏休み、冬休み、春休みと、長期にわたって営業しない日があります。そのときの衛生点検や清掃に関してどのように明記されているのかお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 学校給食センターにおきましては、長期休業の場合、業務終了後2日間の調理設備、調理器具、食品等の清掃及び点検を行います。開始前は、3日前より調理設備、調理器具、食器等の消毒、洗浄を行っております。また、モニタリングにつきましては、捕虫トラップ及び飛翔性昆虫駆除機は常時設置しております。専門業者に月1回の点検を委託しておりましたが、今回の件を受けまして、毎日点検し、記録することとさせていただきました。

保育所におきましては、連休明けに限らず、日々調理前の調理施設の清掃・消毒を実施しております。調理員の体調チェックと併せまして記録票に記入しております。

また、防虫防鼠対策につきましては、専門業者に委託し、月1回のモニタリングを実施していることに加えまして、給食衛生日常チェック表によりまして、日々調理前に調理員が目視にてトラップや通り道になりそうな箇所を確認をするようにしております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 対応してやられている内容は、今伺ったので分かりました。ですが、特にこの防虫防鼠の部分に関してなんです。他の市町村のほうを見ますと、防虫防鼠の対応マニュアルだったりとか、トラップの設置図を作成しているようなところもあります。そういったのは作成されているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらは教育総務課長より答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 防虫防鼠のトラップの配置する位置であるとかというのは決めておりまして、図のほうにも載せてございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 分かりました。

続いて③防虫防鼠の対策費や衛生管理に必要となる消耗品の費用負担はどこが負担しているのかお答えください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 学校給食センターにおきましては、その費用は契約に基づきまして衛生管理に要する消耗品の費用負担は受託業者が負担をしております。また、公立保育所におきましては、全額公費で負担をしております。年間、保育所におきましては164万円ほどの経費を払っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） では、その請け負っている金額の中に含まれているということでしょうか。

続いて④重要管理点（CCP）が正しく管理されているかを適切な頻度でモニタリングを行い、記録しなければならないが、どのような頻度で実施しているのか。また、管理基準（CL）が逸脱している場合、改善処置を設定しておかなければならないが、どのように運用されているのか。先ほども説明いただいておりますが、改めてこちらのモニタリングの頻度、改善というものをどのような形で検討しているのか、お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 学校給食センターにおきましては、重要管理点につきまして、日常点検票を作成しまして、毎日管理をしております。また、学校給食設備等の衛生管理、定期検査票により、各学期ごとに点検をしまして、宮城県に報告をしております。

管理基準の逸脱が起きたときには、それに対処するために特定の改善措置について定めておまして、適切な対応を行っております。公立保育所の大量調理施設衛生管理マニュアルの重要管理事項の適正な管理につきましては、点検と記録を基に、毎月、調理員間で課題を洗い出し、改善策を講じる取組を行っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 次の質問にそのまま入ってしまいますけれども、給食センター以外の施設も老朽化しております。改めて給食施設での製造工程図の見直しや工程ごとの危険要因を把握し、現在の管理手順を見直していく必要があると感じております。

今後の給食センター、また保育所の給食施設に関しまして、どのように管理をしていくのか、お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 学校給食センターにおきましては、委託調理員が日々作業工程表及び作業動線図の作成し、危険要因を把握をしております。前日の打合せ時に担当栄養士がチェックし、工程の見直し、または危険要因の情報共有に努め、不備な点があれば随時見直しを図っております。

保育所におきましても、学校給食センター同様、施設等の状況の変化に応じた見直しを必要に応じて行い、衛生管理の徹底を図っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 給食施設全てが本町のほうはかなり老朽化しております。そもそもの今の衛生基準に合わせていただけじゃなくて、やはり施設が駄目ならソフト部分でどうにかしていくという対応しかないと思うんですけども、そもそもが幾ら何でもいつまでもそれでやっていけるというようには、やっていくのは難しいのかなと感じています。それを踏まえまして、大綱3のほうに移りたいと思います。

給食センターの現状と建設についてでございます。

①第5次総合発展計画の前期計画では、施設の改善と整備を進めるとありましたが、特に給水管と排水管の劣化が進行していたことが、その後、改善されたのかお答えください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらの件に関しましては、教育長のほうより答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） これまでも施設の老朽化の度合いにより優先順位を考慮して改善に努めてまいりました。学校給食センター設備の改修につきましては、平成23年度に建物内の給水管の布設替え、平成27年度にボイラー設備の改修、また、平成30年度にトイレ及び水栓の改修を行っており、業務に支障の出ないよう努めているところであります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 計画に沿って修繕・改善を行われているということは確認できまし

た。ですが、この②の問題なんです、本町の施設は老朽化しており、今の施設での現行の制度に基づき新規で営業の許可申請は難しいと考える。このような状況で給食業務が行われていることをどのように思っていますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 学校給食センターの受託業者が、現在、飲食店営業の許可を受け給食の調理を行っております。施設が老朽化し、また、調理等の作業スペースが狭く、調理作業や衛生管理に苦勞していることは十分承知をしておりますので、近い将来には建設が必要と考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 一般の飲食店においても、施設、つまりハードの部分で衛生管理の対応が難しい場合は、ソフトの部分での対応で補うように保健所から指導を受ける場合もあります。従事者も業務を行う際に十分気を付けてやっていることと思いますが、現在の給食センターは、老朽化して、そのソフト部分でやっているというのが長期化していると私は思います。本当にご苦勞されているということは私も認識はしておりますが、それでは、今後、今、教育長がおっしゃったとおりに、新規に建設していくにはどうすべきかということになると思います。

続いて、③でございますが、総合発展計画後期計画では、建設の検討を始めると明記されております。この施設を何年も利用していくとは現状から思えません。建設について、現状での検討状況、また、新たに建設する場合は、災害時には防災拠点施設として活用すべきだと思いますが、その検討はされているのかお願いいたします。

この防災拠点施設としても活用できるようにというのは、前期の教育福祉常任委員会のほうで当局に向けて報告しているものでございますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 給食センターについては、近い将来の建設に向けて、他自治体の建設手法やアレルギー対応の施設整備など、参考となる資料の収集に努め、現在、内部で検討をしているところであります。

また、災害時には、学校給食再開との兼ね合いもありますが、炊き出しの実施場所として活用すべきものと考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 災害時の衛生環境を整えるためや、利用者の衛生も考えるべきだと思います。そういったための衛生用品ですね、消毒液とかそういったものも含めてなんですが、そういった備蓄を給食センターのほうにしようという考えは、現在ございますか。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） そういった物品につきましては、防災倉庫のほうがございまずので、そちらのほうで管理できるものかと考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） それでは、今、防災倉庫の中に食事を提供する上で必要な洗剤や消毒物、そういったものは入っているということですね。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 今の給食をつくるに当たっての消毒液とかというのは、これから建設する際には、そういった部分も給食センターの部分に置かなければいけない部分になるかとは思いますが、その点も含めまして、今後検討すべき事項だとは捉えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 災害時のときの対応ですので、やはりそういったものもいろいろ検討していただければと思います。

また、先ほども質問の中で言っていますが、災害時に井戸水の活用や再生可能エネルギーでの発電などを利用したようなことは、現状で、給食施設に対して考えているのか、お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 先ほども申し上げましたように、どのような形の給食センターを建設していったらよろしいのかということは今内部で検討しているという状態ですので、今お答えはその状態でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 思うに、今後建設をどうしていくかということの検討の内容ですが、現状、今のところには造れないと思います。施設自体というか、土地面積自体が小さいと思いますので。そうなりますと、今まで井戸水の問題や再生可

能エネルギー、また、防災のときに利用するためには、それなりの施設の大きさとかというの必要だと思いますが、現状で給食センターを新たに建設する場合は、候補地としては、以前お伺いしていた話ですと、公共ゾーンの東側だったと思いますが、現在でもその場所で想定していらっしゃいますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、森議員から場所、面積等、東側という話もありましたが、現在のところ、まだどこにするかというのは確定をしているわけではございません。必要面積がどのぐらいになるのか、その辺も含めまして今検討しているところでございます。

私も今回の給食停止によって何名かの方から直接お話を受けました。その中で私が感じたことを一言申し上げますと、残念ながら給食は教育の一環として給食をやっているんですが、今回、出なかったことに対するクレームばかりで、やはり森議員もPTAのほう活躍されていますので、教育の一環であるということを、正しい食の取り方とか、いろいろな学校生活を豊かにする明るい社交性及び共同の精神を育むとか、いろいろ給食の目標等ございます。その辺も含めて、それが具現化できるような給食センターをつくっていければと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今まで同僚議員の一般質問で、公共施設を今後どうしていくかということで、町長は、第一優先は給食センターだご答弁されております。今回、後期計画、第5次総合発展計画に明記されているということは、検討を始めるということは、この5年以内にその結果が求められると思います。様々な手法があると思います。PFIやBTO、BOT、そのようなことが、もちろん相手先があることですので、いろいろな検討を交渉し続けていかないと決まらないということは認識しておりますが、町長は5年以内に建設、その答えを決断する、どうしていくという答えを出すつもりだと思っております。よろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 5年以内に建設の、建設の表明という形は、ぜひそういうのは取っていきたい。でないと、今の昭和48年ですかね、竣工したのが、それからもう50年たっているわけでございますので、その辺のことは早急に考えて、次の新しい給食

センターに関しまして考えていかなければならないなど、それは思っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） やはりソフトの部分で衛生管理を何とかしていこうといひましても、そもそもが、あと四、五年で半世紀を迎える施設です。やはりその中で運営していくことは、今後5年、10年というのは難しいように私は思います。今、町長からご答弁いただいたとおり、ぜひ建設に向けてスピーディーに進めていただくことをお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって森 義洋議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時15分といたします。休憩。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭君 登壇〕

17番（鈴木邦昭君） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして1項目目、地域子ども・子育て支援事業について、2項目目、本町小・中学校の洋式トイレについて、以上2項目質問いたします。

まず初めに、1項目目、地域子ども・子育て支援事業について2点質問いたします。

1点目、幼児教育・保育の無償化が一昨年10月より始まりました。しかし、幼稚園と同様の教育活動を行っていても、敷地面積が狭いなどの理由で基準を満たさない幼児教育類似施設は無償化の対象外となっております。本町では、現在、幼児教育類似施設は何か所かあるのかどうか、この件、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 幼児教育・保育の無償化につきましては、幼稚園、保育所、認可外保育施設等を対象に令和元年10月から実施しているところでございます。ご質問の幼児教育類似施設につきましては、幼稚園等の許可を受けていないものの、地域や保護者のニーズに応えまして教育活動を行っている幼稚園に類似した機能を有する

施設と国の通知等で示されております。現在、本町におきましては、幼児教育類似施設に該当する施設はございません。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 幼児教育の類似施設については、本町ではないと、そういうことでございます。そこで、2点目に入ります。幼児教育類似施設に対し、国が一定の基準を設け、そして各市町村の任意事業として対象外とされていた類似施設に通う世帯を支援できるよう、本年の4月から補助制度が開始されたわけでございます。

本町では類似施設に通う幼児世帯への支援体制はどのように考えるのか答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 子ども・子育て支援交付金の対象事業としまして、多様な事業者の参入促進・能力活用事業が本年度より追加されましたが、本町に幼児教育類似施設がございませんので、支援等は行っておりません。

今後、事業者の新規参入等がございましたら、随時、相談の上、対象となる場合は支援に取り組んでいきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今後、参入等あればということでございますけれども、やはりこの支援体制づくりというのは、なくても非常に大事なことで、私はこう思います。類似施設にも支援すると、このようになったわけでありますから、施設をつくることについて考えている方がいるかもしれないと、こう思うわけですが、そこでお聞きいたしますけれども、今後、新規参入の可能性について、情報等が入っているのか、それともあるのか、そういったことについて答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 幼児教育・保育無償化制度施行後、保育所や認可幼稚園の入園児童が増加しておりますが、無償化がその要因となっております。このようなことから、保護者の負担が生じる幼稚園の類似施設の新規参入は、今後はないのではないかなと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 新規参入も現在のところないのではないかと、こういうことでございますけれども、例えば、町外の幼児教育類似施設に入園している子供がいた場合、

そういった場合、この支援についてどのように考えますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町外の類似施設が当該事業の対象となるかにつきましては、施設の所在市町村の判断になりますので、対象となる施設を利用している児童がいる場合には、補助制度を活用して支援をしてみたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） この幼保無償化、補完する観点から、国は今年度から市町村、地域の実情に応じて実施づける地域子ども・子育て支援事業の中に、新たなメニュー、これを追加したわけでございます。満3歳以上の子供が類似施設に通う場合、幼児1人当たり最大2万円、これを保護者に給付するという事になったわけでございます。

先ほども言いましたけれども、一定の基準を設け、市町村の任意事業ということで行うとなっておりますけれども、この自治体の裁量を柔軟に認めたと。国と県、各市町村が3分の1ずつ、これは財政負担をすると、このようになっておりますけれども、現在、本町では類似施設はないということですが、やはり類似施設ができた場合のことを考えて、支援体制はしっかりしておくことが、これは大事ではないかと、私はこのように思います。後手後手にならないように、やっぱりしっかり支援体制をつくっておくことが大事ではないかと、このように思います。

2項目目に入ります。

本町小・中学校のトイレ洋式化について質問させていただきます。

現在、本町の小・中学校の洋式トイレの状況についてお聞きします。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうの答弁は教育長よりお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 各小・中学校の校舎には洋式トイレが設置されている状況です。小学校6校での洋式化率は65.7%、中学校では76.8%、体育館については、小学校が71.0%、中学校では27.8%になっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今、設置状況お聞きしたわけでございますけれども、洋式化に向け、

私は、これ、小学校65.7、中学校76.8ということでお聞きしましたけれども、やはり着実に整備は進んでいるのかなと、こう思います。

私は、一般質問で、1回目はこの洋式トイレについては平成25年6月、そして2回目は平成30年の6月と、今回で3度目の質問になります。しつこいと思われるかもしれませんが、しかし、この学校トイレの洋式化について、まだ不足している学校があると、そういった形で私は、今日は質問させていただきました。

そしてまた、児童生徒の声、また、保護者からの声、こういった声もありましたので、それを聞いていただきたいと、このように思います。

先ほど、着実に整備されたと、私、言いましたけれども、平成25年6月、私の質問に対して当時の教育長は、小・中合わせて10校、そして、多目的トイレを含む洋式トイレは全体の39%と、そのときこういう答弁がございました。その5年後、平成30年6月の答弁では、これは平成29年の11月付の見ての答弁でございましたけれども、小・中合わせて47.4%、そうしますと1割弱ですね、でも、それでもやはり随分整備されたのかなと思いますけれども、ただいま、答弁聞きますと、小学校6校で65.7、中学校76.8、確かに大分整備されたと思いますけれども、ただ、小・中校舎のみですと70.1%、やはりこれでも随分いつているなど、こう思います。そして、体育館、多目的トイレを入れると、洋式化率が68.3%と、このように出ております。

しかし、校舎のみでまだ30%台の学校があるんです。これは高屋小学校。そしてまた、40%台の吉田小学校と逢隈中学校、あるわけでございます。まだまだ整備しなければいけないのではないかと、私はこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 今後、校舎等の大規模改修時には、トイレ等も洋式化のほうに進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひ、そのところを考えていただきたいと。

ちなみに、県がまとめた洋式化トイレ状況、令和2年9月1日現在ということを出しておりますけれども、隣の岩沼市、小・中合わせて8校ということ、校舎、体育館、武道場、屋外トイレ、380か所あるということ、洋式化率が93.1%にな

っているんです。そしてまた、仙南の柴田町、ここは小・中9校、同じく校舎とか体育館、全部合わせて347か所ということで、洋式化率が93.3%と、このようになっておりました。そしてまた、特に柴田町ですね、校舎のみでいきますと、276か所あると、その276か所全て、100%改修済みとなっていると、このように県の報告ではなっております。これ、私は、柴田町の先生からも確認しました。そしたら、100%ですと。そしてまた、柴田町の町会議員からも確認しました、100%いっていると、こういうことを言われました。

亘理町の洋式トイレ状況、この県のまとめでは、小・中10校、校舎、体育館、274か所、洋式化が61.3%と、校舎のみですと68.7%と、こういうふうに県の報告でなっていますけれども、町で出しているのとちょっと違いがあるんですね。これはどういうことなのか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） 鈴木議員のほうにお渡ししました調査票ですね、こちらにつきましては、教育委員会が独自に平成31年度に調査した集計でございまして、そこにちょっと誤りがございまして、そして、この令和2年度の公立小学校のトイレの状況の調査につきましては、これ文部科学省に報告するものでございます。その中で、再調査をかけました際に、そのトイレの状況の際に、正確な数で報告したということで、本町の独自の計算との差異が出てきたということでございますので、大変申し訳ございませんでした。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） まあ人間ですからね、間違いというのはありますので、余り大きな間違いじゃなかったのよかったですのかなとは思いますが、まあ間違いはいいということはないんですけれども。いずれにしても、今の家庭というのは和式のところというのは、もうほとんどないんです。洋式化されているわけですね。そしてまた、今、小学生で和式の使い方も知らない子供がいるということ、以前も言いましたけど、今回もそれは聞いております。何か、後ろと前、間違っ座ろうと、座るといのか用を足すような感じをしたり、それから、水の流し方が分からない、そういう子供がいたということを先生から聞いております。

やはり洋式化増やすことですね、この苦情というのは聞こえてこないだろうと、私はこう思います。

そこで、2点目に入ります。

各小・中学校の洋式化について、令和3年度の改修計画は、どのような計画を立てているのか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 各家庭における洋式トイレの普及状況、あるいはバリアフリー化、防災機能の強化などの観点から、トイレの洋式化が進められてきているところでございます。

学校施設のトイレの洋式化についてですけれども、本町においては全部の学校に設置されており、現在のところ、令和3年度の改修計画はございません。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今の教育長の答弁で、全部の学校設置されていると。確かに分かります。しかし、100%のところはあったんですね、亙理中学校、亙理中学校が100%になっているんです。それでまた、先ほど言ったように、悪いところは37.5%、これは高屋小学校です。そして、吉田小学校の44.4%、そして、逢隈中学校の42.9%と、このようになっておりますので、ぜひそのところ、考えて計画していただきたいなど。例えば、教育長や次長、それから課長、こういった幹部の方々、交代するときは申し送りすると思うんですね。そういったときに、一応、平成30年の6月でございますけれども、そのとき、当時の教育長の答弁では、学校は老朽化して、改修を必要とする箇所があると。どの学校もトイレ洋式化されてきていると、確かに洋式化されてきていました。今後、もっともっと増やしていきたいということで、新たな計画を策定して、年次計画で優先順位を決めながらやっていきたいと、まあこういう答弁でした。ぜひ、計画立てて、校舎だけでも100%改修できるような計画を立てて整備していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 先ほどもお答えしましたけれども、今後、校舎等の大規模な改修等があったときには、ぜひ洋式化のほうに取り組んでまいりたいと思っておりますし、全国の市町村で大体9割以上は洋式化をするけれども、ただ、和式も残すというところがあるんですよ。その辺もいろいろ情報を集めながら検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 確かに和式を残すというのは、先ほども言ったように、子供、使い方が分からないと。そういった子供のために残すということもあるのかもしれないんですけども、ぜひ、100%を目指して私は計画を立てていただきたいなど、このように思っております。

3点目に入ります。

指定避難場所となる学校の体育館、全て多目的トイレに改修すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 本町の学校の体育館は、大変老朽化が進んでいる体育館もあるため、児童生徒のまず安全性を確保する改修が優先であると考えております。

また、多目的トイレに改修することは、面積を大きく取る必要があり、便器の数が減ってしまう場合もありますので、全てを多目的トイレに改修することは難しいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 確かに多目的トイレというのは縦横2メートルですか、それから、入り口はたしか80センチとか何かなっていると思います。そうなりますと、確かにトイレも2個あったのが1個になるという可能性もあるだろうと、このように思いますけれども、やはりそここのところ、うまく考えて持って行って、やはりこの多目的トイレは、避難場所となるわけですから、改修すべきと思うんですけども、やはりこの学校体育館のトイレ、多目的トイレ、体育館ですね、ここは亘理小学校、荒浜小学校、長瀬小学校、この3校しかありません。そして、中学校4校は全てありません。また、避難者が我々、ここにいらっしゃる皆さん方のように健常者ばかりじゃないんです。避難される方、ご高齢の方もいます、車椅子の方もいます、やはり体が不自由な方、こういった方、避難してくると思いますけれども、そのような避難者に対して町ではどのように考えますか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま、議員のほうからご質問の、やはり緊急時ということもありますので、そういう避難所対応とか、それもありますので、そのときはまたそれも含めて今後検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 先ほども言いましたように、避難者には健常者ばかりではないということですね、それを念頭に置いて、やはり計画を立てていただきたいなど、このように思います。

4点目に入ります。

各小・中学校の洋式トイレでウォッシュレットつきとないものがあります。各学校洋式トイレ全てウォッシュレットつきの洋式トイレにすることについての考えはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） さきに答弁したとおり、児童生徒の安全面を考えた改修が優先であると考えております。本町の小・中学校に温水洗浄便座なしのトイレが163基ございます。建替えや大規模改修を行う際には、洋式トイレの温水洗浄便座への切替えを行いたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 確かにウォッシュレットなし、洋式化トイレが251か所あるんですね。その中で、やはりウォッシュレットなしというのが163か所でした。ありが88か所、こういう形で出ているようでございます。やはりこのウォッシュレットつき洋式化に替えていくことについて、校舎だけでもぜひ考えてはいかがかなと、こう思いますけれども、やはり同じ答弁でしょうか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 同じことの繰り返しになって大変申し訳ないと思いますけれども、校舎等の建替え、大規模改修の際には、この洋式トイレの温水洗浄便座への切替えを考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 5点目に入ります。

文科省では、大規模改造トイレ改修は1校に対して下限400万円以上だと、これに対して補助するとなっておりますけれども、事業債では幅広く資金使途が認められている緊急防災減災事業者、これで改修することに対していかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 平成30年度には、亘理小学校のトイレ改修を行う際、緊急防災・減

災事業債を活用し整備をしてまいりました。このように、トイレ改修などの多額の費用を必要とする場合には、あらゆる財源確保策を検討し、事業を進めているところでございます。今後においても、国庫補助事業の活用や緊急防災・減災事業債の活用により、町の財政負担が軽減される有利な選択を行いながら、施設の整備を進めていくことでトイレ環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 実は、この事業債は平成28年の11月頃だと思ったんですが、勉強会に出ましたけれども、当時の内閣府政策統括官付の参事官補佐という方、この方からお話伺いまして、そのときに30年の6月質問でこれを出したんですけれども、文科省学校施設環境改善交付金、町として有利なのか、それとも総務省の緊防債、これが有利なのか、そして、緊防債は昨年度で本当は終了する予定だったんですね。ところが、あと5年間延長になりました。やはり、この有利な方法で、先ほども教育長、有利な方法でと言いましたけれども、この有利な方法で早急に整備を進めてはいかがかと思っておりますけれども、どうでしょうか。どちらが有利か。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 先ほどもお答え申し上げましたけれども、校舎、体育館等、大分老朽化しているのは議員のほうもご承知かと思っておりますので、それらの改修、改善を図るときには、有利な方法を選択しながら、トイレの洋式化整備については進めていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） やはり児童生徒の中には、和式は嫌だという子がいるそうです。そのため、洋式が空いていないとそのまま家まで我慢して帰ると、そういうことも聞きました。ぜひ、やはり洋式化、そしてウォッシュレット、まずは校舎のほうから整備計画を立てていただければと、このように思って、以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、2番。鈴木邦彦議員、登壇。

〔2番 鈴木邦彦君 登壇〕

2番（鈴木邦彦君） 2番、鈴木邦彦でございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

今回、質問するのは大綱3問であります。

1点目は、WATARI TOWN BAY AREA CONCEPT事業について、2点目は、教育委員会・子ども未来課及び施設管理課における遊具等の安全点検及び利用団体の所有物の取扱いについて、3点目は、公共ゾーン防災広場の目的の明確化と有効活用についてであります。

まず、最初の質問でありますWATARI TOWN BAY AREA CONCEPT事業についてであります。広報5月号において事業内容が町民に示されたわけではありますが、以下の点について伺いたいと思います。

まず(1)であります。15項目の構想が示されましたが、具体的な計画はいつ示されるのでしょうか。また、町として15項目のうち、優先させたい事業は何でしょうか、お伺いいたします。

議長(佐藤 實君) 町長。

町長(山田周伸君) 広報わたりの5月号におきまして、WATARI TOWN BAY AREA CONCEPTの構想、そして、事業概要としてWATARI TRIPLE C PROJECTの概要を記載させていただきましたが、今年3月の全員協議会におきまして、15項目の構想を具現化する事業については、担当課からご説明をさせていただきたいと思っております。

再度、その概要を申し上げますと、自主提案事業としまして、荒浜周辺の環境整備や防災センターの設置、観光いちご農園の整備といった9事業、そして、委託事業としまして、鳥の海公園等有料施設の管理運営や予約決済システム導入、地域おこし協力隊を活用した荒浜地区のブランディングやにぎわい集客地域イベントの開催等となります。

また、優先させたい事業としましては、荒浜地区は観光の拠点であると同時に、東日本大震災における被災地であることから、初年度はプロモーションや環境整備を行いながら、防災関連事業を優先に進めていきたいと考えております。

議長(佐藤 實君) 鈴木邦彦議員。

2番(鈴木邦彦君) 構想の策定背景を読みますと、近隣市町沿岸部の観光地づくりによる観光客の減少による地域経済の衰退とありますが、つまり、他の市や町では活性化が進んでいる。それに対して亘理町は後れを取ったと言っていることと同じことだと思うんですが、地元では、震災から10年、これからまた10年もかかるのかという声があります。即効性のある事業が必要不可欠と考えます。また、今、先ほど町

長も防災のことに触れましたけれども、防災が及ぼす地域の活性化という観点で、私もそうですけど、住民の方も抽象的だという指摘もあります。その点も踏まえて、町としてはどう取り組んでいこうとしているのか、再度町長の所見を伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほど、議員のほうからほかの地域に後れを取ったのではないかとということでございますが、後れを取ったと言うよりも、互理は先行していたのに、ほかのほうでいろいろ施設をつくってきて、温泉施設を含め、名取、そして仙台に入ったところもですが、そういうのができてきたということで危機感を持ったということでございます。そのために今回のこのプロジェクトを立ち上げて、そちらのほうにお客さんが流れるのではなく、互理に留め置きたいということで、このプロジェクトをやっておりますが、また、その中で、東日本大震災によって被災地であるということ、それも踏まえて、やはり防災というのを互理町民皆さんにもいろいろともう一回考えていただきたいということもありますし、また、ほかから来た方も防災に関しましてそういうことを学んでいただけるような場ができればなど考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 防災の観点から言いますと、やっぱり被災に遭った市町村、これから予想される南海トラフとかそういったこともございます。これは全国各地で共有しなければいけないんじゃないのかなと、私は思っているわけですね。互理町だけで特化することではなくて、それを共有していくということがすごく大切なことであって、重要なことだと私は思っておりますので、その点も踏まえて、もしそういった防災の関係で、町を盛り上げていくのであれば、そういったことを観点に置いて、町長、ぜひ取り組んでいただければと、こういうふうに思います。

次に、（2）に入ります。

自主提案事業を行う際の財源の裏づけは何でしょうか。また、全体事業費はどれほどになると想定しているのか伺います。このこともまだ町民には示されておられません。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） WATARI TRIPLE C PROJECTを進めるに当た

りまして、昨年度、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定のため、内閣府に申請をしまして、採択を受けたことから、事業に賛同していただける企業からの企業版ふるさと納税による寄附を募るほか、一般寄附等も含め、財源としたいと考えております。

なお、事業費につきましては、10か年で総額約40億円を想定しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） この事業の最大の特徴に、本町では新たな財政負担を生じないことを提案の条件としております。それは本当に可能なのでしょうか。町民も私も、ちょっと不安な面がございます。

それと、今、企業版ふるさと納税のことに触れましたけれども、企業版ふるさと納税は、この事業を完遂できるだけの見通しがあるのでしょうか。また、企業版ふるさと納税は、一般財源になると思いますが、全てこの事業に特化して取り組むお考えなんのでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 企業版ふるさと納税で頂きました納税に関しましては、やはり基金をつくりまして、そちらのほうに入れて、そちらに特化して使うという形になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 分かりました。ただ、ちょっと不安な面もあって、そういった形で40億、10年間で40億ということなんだろうけれども、そういったことがしっかり完遂できるように、ぜひご努力をお願いしたいなと思います。

それと、15項目のうち、観光いちご園のことがありましたけれども、観光いちご園は、どれくらいの面積を想定しておりますか。また、どういった方がイチゴを作る予定にしておりますか。もしそういった計画があれば教えてください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） まだ詳しい内容につきましては確定をしておりませんので、現在ここで申し上げる、まだそこまでは行っていない状況でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 仙台の荒浜地区の観光農園、見に行ったんですけども、結構盛況

にやっております、とにかく四季折々にいろいろなことを考えられている。ぜひ、亘理町はイチゴの先進地であります。ぜひ周年栽培なんかも取り組んでいただければ、年から年中イチゴがあるよ、亘理町にはあるよということを示せば、もっともっといい観光農園に私はなると思うんですね。そういったことを研究している農家の方もいらっしゃるの、ぜひそういった方と取り組んで、亘理のイチゴというものをPRしていただきたい、そういうふうに思います。

それでは、(3)についてお伺いします。

施設管理運営事業、予算額2,800万円において、正確には、ワンテーブル企業体が随意契約で行うということですが、なぜ地元の、具体的にはシルバー人材センターの除草作業やトイレ清掃を切り替えることになったのでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これまで荒浜地区のみならず、町内の各公園等の除草作業をシルバー人材センターに委託をしておりましたが、防災広場や公共ゾーン等、除草エリアが多くなったことや、草の繁茂時期と梅雨時期が重なるといった作業期間の問題などから、シルバー人材センターだけでは除草作業が回らずに、職員が除草作業に当たったという問題があり、以前、議員の皆様からも手法の見直し等の指摘を受けておりました。このため、WATARI TOWN BAY AREA CONCEPTにおきましては、荒浜のベイエリア一帯の公園整備委託事業としまして、草刈り、環境整備、施設管理を含めた民間提案制度により公募型プロポーザル方式を行ったところ、従来の除草作業のみの予算額でそれ以上の事業計画の提案をいただきましたことから、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして、今年度から随意契約による委託契約に切り替えたところでございます。

なお、荒浜のベイエリア以外にも管理が必要な施設等がありますので、そちらにつきましては従来どおりシルバー人材センターに委託をすることで、地元雇用の確保に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 今回の鳥の海エリア施設等維持管理作業内容を見ますと、除草作業面積が約25ヘクタールにも及びます。昨年までこのエリアは、生涯学習課、施設管理課及び商工観光課で行っていましたが、はたから見ていても除草・草刈り作業は満足のいくものではなくて、職員が草刈り作業を行っている様子を何度も目にし

ておりました。そういったことですから、私のほうも各課のほうに、これ一元化して作業効率の良い方法って何かないのということを随分提言したことはあります。その結果が今回の事業で管理面も含めた体制ということ考えたのだと思いますけれども、しかし、それも、私的にはちょっと問題ではないのかなというのはあります。その一つは、構想の中の目標には、50人以上の雇用創出とありますが、その中で、これまでも町で応援してきたシルバー人材センター、つまり地元の雇用をいち早く切り捨てたこと、そのことは、まあ切り捨てたということはちょっと、町長の答弁からいくと言い過ぎな言葉だと思いますけれども、ただ、亶理町まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから、第5次亶理町総合発展計画後期基本計画には、シルバー人材センターとの連携による高齢者の就業、社会参加の場の充実ということをやっているわけで、この計画を展開する際に、町はこのことをすっかり忘れていたんじゃないのかということ、私は懸念しているんですよ。その要素になったのは、そして、それは、地元の不満要素にもなっている。そういうことを私は実際声を伺いました。それを裏づけるのは、3月11日の慰霊の日に、国の要人が来られ、荒浜において献花されたと思いますが、ちょっと私も町長たちが献花されたとき、私も次に献花するために待っていたんですけども、防災広場や周辺の除草作業が物すごいきれいになっていたと思います。それを急遽頼まれたのは、ほかでもないシルバー人材センターだったんだそうです。ワンテーブル企業が随意契約でやることはいいとしても、地元雇用の関係や、これまで育成してきた団体と一緒に取り組める仕組みは考えられなかったのでしょうか。それを言いたいんですね、シルバー人材センターと取り組むような形でこの事業の展開をできなかったのかということをお聞きしたかったんです。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） シルバー人材センターさんとはいろいろな形でもちろん常々意見交換をしながら進めているところでございますし、先ほど言ったように、この一つの今回のプロポーザル方式ということで、その2,800万円の中には、管理のほかに、先ほど申し上げましたが、予約システムなどの施設の管理を含めた、それを提案を受けたものですから、こちらのほうに今回は。ただ、やはりシルバー人材センター本当にいろいろと活躍をしていただいています、なかなか人が現在会員になっている方がちょっと草刈りとかに対応する人が多くなくなっているというのも実

情でございますし、そちらのほうの、なるべく募集のほうをいろいろと今後お手伝いをしながら、いろいろな、これ以上、多分町のほうで反対に業務をシルバーさんのほうに頼みますと、個人が頼んでいるやつがなかなか回らないような状況にもなっているようでございます。それも含めまして、今後、シルバーさんのほうに常々情報交換しながら、どういう形でお手伝いできるかを考えていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 実は、シルバー人材センターに行って、それも確認したんですけども、シルバー人材センターとしては、私行ったのは4月の段階ですかね、すごくがっかりしていました。3月11日まで頼まれてたのに、4月からはもういいですよということと言われたんだそうです。トイレ清掃をやっていた人も地元の方なんですけれども、4月からはいいですよということ言われて、すごく、非常にがっかりしていたんですという話を聞いてきました。ですからこの問題を取り上げてみたんです。シルバーと一緒に形で取り組めないかと。今、一般社団法人東北復興プロジェクトさんですか、そのワンテーブルなどやっていますけれども、非常にもう大変な作業をしています。土曜日もちよっと見に行ったんですけども、四、五人ずっとやっていました。5月いっぱい募集をかけていたんですね、そしてね、人材が足りなくて。そういった状況もあったもんですからね、なぜ地元の関係者とそういったものを協議しながらやれなかったのかということ、それは非常に私としては残念です。

それを受け、2つ目の懸念事項があります。今、町長は2,800万円ということ言われましたけれども、この施設管理運営事業に係る契約までの流れが気になります。この施設管理運営事業に関する詳細は、まずどこにも公表されていないんですよ。分かるのは、ホームページにおいて、この事業の全体事業の中で施設管理運営事業に係る予算が2,800万円という記載されているんですね、そこだけなんです。しかし、企画課に確認したところ、正規の見積り徴取を行い、契約をしたと聞きました。つまり、この事業は予算額が2,800万、予定価格が2,800万、見積り徴取金額が2,800万円となり、100%予算額と同額になっているんです。私は何かね、不自然な感じがするんですけど、問題ありませんか。ちなみに、この事業が通常の入札を行えばどうだったのだろうと思うわけですけども、今年度行った類似した事業の落

札率を申し上げますと、亘理公園の野球場芝生維持管理委託料、落札率64.77%、おおくま公園芝生管理業務委託、落札率55.28%、悠里公園樹木等維持管理委託業務、これは予定価格は1,262万1,400円、落札額は何と608万3,000円、落札率48.20%になっているんですよ。この事業ね、まず別事業として切り離して行った場合、もう少し安価にできて、公平性の観点からもよかったのではないかという思いが私にはあるんですけども、この事業の予定価格調書を作成した町長の所見を伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今回のこれに関する公募型のプロポーザル方式でございますので、最高額がこの2,800万ということで、初めから、こちらから値段を通知を出しての今回の公募でございました。それに、先ほど申し上げましたように、草刈り、そして環境整備、施設管理の含めたやつでのプロポーザル方式になっておりますので、こちらに関しては金額的には私は妥当であったんではないかと思っておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 町長に確認しておきたいんですが、この契約は10年間ですか。どうでしょう。この草刈り業務も10年間の契約になるんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらは1年の契約になっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） そうですか、私はもう10年間トータルでなるものと思っていましたので、じゃあ1年契約なんですね、それはね。はい、分かりました。

次に、（4）に入ります。

地域おこし協力隊事業の1億4,300万円の内訳を教えてください。また、今後、この事業の評価は、いつの段階でどのように行うのかお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 地域おこし協力隊につきましては、総務省の施策事業でありまして、都市地域から地方に移住をして、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でありまして、地域おこし協力隊の活動に要す

る費用は特別交付税措置されるものでございます。

事業費の1億4,300万円の内訳は、隊員1人当たりの経費470万円掛ける予定人数の30人分、そして、初年度の応募経費として200万円になります。ちなみに、隊員1人当たりの経費は令和3年度は上限額470万円で、そのうち報償費等については270万円となっており、令和4年度以降は上限額480万円で、うち報償費等については280万円とする予定であると総務省より示されております。

なお、事業の評価はいつの段階でとのことですが、本事業の趣旨としまして、任期終了後に起業及び就職をし、本町に定住していただくことが目標となることから、今年度委託した方々が3年後に本町に住み続けることや、本町の地域活性化に寄与したかといったことで評価したいと考えております。

このことに関しまして、期待とともに温かい目でぜひ見守っていただければと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 私も温かい目で見たいと思いますけれども、この評価って本当に難しいかなと、非常に思うんですね。まして国の事業が投下されているわけですから、それを評価する皆さんの、役場職員とかの資質が問われるんだと思うんですよ、非常に。その辺、職員同士が、職員もワンテーブル側さんも、切磋琢磨していかないと、この事業うまくいかないと思うんですね。民間ベースだから民間に全部任せるといふ形では、この事業はうまくいかないと思うんですよ。それで、だからいつ評価するのかということです。それで質問しました。その評価によって、我々議会もチェック機能を果たせるかどうかということをやっているかなければいけないことだと思っておりますので、3年後ということなんですけれども、やっぱりその動向を、1年ごとで追っていかないといけないのかなと思います。

それと、もう1点なんですけど、これは特別交付税で対応しますよというお話だったんですけども、これ10年間、特別交付税というのは確約して頂けるものなんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在の協力隊は任期が3年間で3年間でございます。これが今後、どうなっていくかというのは、ちょっと私たちはまだ知るところじゃないところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） じゃあこの辺がちょっと不安材料でもあるんですね、実際のところは。だから、その10年間やらなければいけないんだけど、実質まだ3年分のあれしか確約されてないよということで、その後の予算組みというか、それはちょっと不安材料としては残っているということですね。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この地域おこし協力隊のこれが国のほうで今後続けていくのかどうかというのは、それはまだ私たちも分からないという意味でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 次に（5）……。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員に申し上げます。一般質問の途中ではありますが、ここで一旦休憩をいたしまして、再開後に残りの一般質問を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

2 番（鈴木邦彦君） はい、結構です。

議長（佐藤 實君） それでは、休憩をいたします。

再開は、13時10分といたします。休憩。

午後 0時03分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 次に、（5）PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）手法による事業に移ります。

亘理町PPP/PFI手法導入優先的検討指針が令和3年3月に町ホームページにおいて公表されていたんですけども、事前にこのPPPとかPFI、これは国はどのような形でやっているのかなということで、国のまず指針を見たら、まず、こういった指針が必要だよということが載っていたんですね。それで、ホームページを私が検索したところ、ここに印刷があるんですけども、こういった形で公表されていたんです。事前に議会に報告することは、これをなぜしなかったんでしょうか。

我々は説明を受けておりません。町は今後、このPPP/PFI手法を積極的に取り組んでいくとしております。そうであるならば、議会に先んじて提案すべきであり、報告すべきであります。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） PPP及びPFI事業につきましては、平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法が制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す基本方針を国が示し、PFI事業の枠組みが設けられたことから、本町としましても行政改革の一環として、指定管理者制度による施設管理等の民間委託を進めるとともに、他市町の事例を参考にして公共施設を整備する際に民間資金等を活用するPFI事業の導入も検討しておりました。

しかしながら、平成23年の東日本大震災発生後、被災施設の整備につきましては、全て復興交付金を活用できたこともあり、これらの手法の導入が止まっていたところでございます。

復興期間も終了した現在、今後の町の財政を鑑みますと、老朽化した施設を町単独予算のみで整備することは難しいといったこともあり、震災前のようにコスト削減や民間資金の活用といったことを再度推進することが重要となってまいりました。

また、令和2年12月には、内閣府及び総務省より、人口20万人以上の地方公共団体は早急に、20万人以下の地方公共団体におきましても、必要に応じて「PPP/PFI手法導入優先検討指針」を策定するよう要請が来ておりますことから、亘理町行政改革推進本部におきまして、本町の指針を検討し、策定をしたところでございます。

なお、「PPP/PFI手法導入優先検討指針」につきましては、議会への説明は行っておりませんが、3月の全員協議会におきまして、より具体的な制度としまして、民間提案制度の導入についてご説明申し上げ、民間資金やノウハウを活用した事業を推進することをご理解いただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） じゃあ、あの説明がこの手法の説明だったと、そういうことでの理解でよろしいですか。まだ委員会にもそういった形で報告は全然なかったというお話だったんですけども、総務委員会ですね、そういったこともあったものですから、

これをまず確認をしたくてこの質問をしたんですけれども、委員会にもなかったんですか、これは。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 全員協議会のほうには、より具体的な手法としてこういうPPP/PFIの手法の具体例として、こういう形で進めるという話をさせていただきました。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） やっぱり先んじて委員会にも報告してほしかったと思いますね。

じゃあ（6）に入ります。

今後、このPPP/PFI手法を用いて具体的にどのような事業にこの手法を取り入れることを町としては考えているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ご質問のPPPやPFIの事業につきましては、先ほどもご説明を申し上げましたとおり、民間提案制度をはじめ、現在進めておりますWATARI TRIPLE C PROJECT、さらには、今後、各施設整備、これは午前中にも質問でありました給食センターとかも含めて、それを検討しながら、今後、様々な施設を改修するとか、そのときはそれを考えてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） この手法に関しては、地元の業者も大きな関心を持っています。今後、施設の管理面も含めて我々は考えなければいけないんだろうとか、そういったことで、結構不安を抱いている部分もあるんですね。だからすごく関心は高いんだと思うんです。そういったことも踏まえて、しっかりと公表を行いながら、この事業を推進してほしいなと思います。

次に、大綱2問目、教育委員会・子ども未来課及び施設管理課における遊具等の安全点検及び利用団体の所有物の取扱いについてに移ります。

白石市立第一小学校において、ネット支柱が倒れ、児童2人が死傷した事故を受けて、大変痛ましい、あってはならない事故が起きてしまったんですけれども、以下の点について町の対応について伺います。

まず（1）教育委員会関連（小・中学校、生涯学習施設）、子ども未来課関連（保育所、児童館）及び施設管理課（都市公園等）遊具等についての安全点検はど

のように行ったのかお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 小・中学校におきましては、白石市の事故の報道を受けまして、教職員によりまず緊急点検を実施いたしました。点検内容は、目視、打音、振動等により行い、防球フェンスやサッカーゴールなど、学校施設内にある工作物を確認したものでございます。結果として、異常があると認められるものはございませんでした。また、学校に設置してあります遊具については、4月より順次専門業者による点検を行っており、現在のところ使用禁止となるような遊具はございません。

保育所・児童館については、毎月、職員が実施しているチェック表を用いた安全点検として、遊具支柱のぐらつきや破損、ボルトの緩みの有無等の点検を実施しておりますが、今回の事故を受け、事故直後は日常の安全点検の中でふだんよりも注意を払いながら遊具等の設備の点検を実施しましたが、異常は認められませんでした。

また、社会体育施設におきましても、同様に、町内施設を職員による巡回点検したところであり、点検により早急に対処必要箇所が2か所ございました。

1か所目は、長瀬小学校跡地運動場で、旧小学校時代からの簡易式のバックネットが設置してあり、経年劣化によるさびなどが著しいため、安全面を考慮し、速やかに撤去したところでございます。

2か所目は、B&G海洋センター北側のフェンスの一部に経年劣化による腐食が見られ、今後、倒壊の恐れがあるため、6月議会定例会に改修工事の補正予算を計上させていただいたところでございます。

ほかにも、4月下旬に北九州市で発生しましたバスケットゴールの落下による中学生が負傷した事案を踏まえまして、本町の各体育館でも建設当初から経年劣化による不具合等を緊急点検するため、同じく点検委託料の補正予算を計上させていただいたところでございます。

公園等の遊具の安全点検につきましては、年1回、専門業者に点検業務を委託しております。遊具を構成する部材等の摩耗状況や変形、並びに経年変化など劣化状況を確認し、機能判定を行い、点検の結果、修繕が必要と判断した遊具については、補修、交換等、適切に対応しているところでございます。

また、職員による目視、打音、振動による巡回点検を行い、結果として異常があ

ると認められるものはございませんでした。

今後も、施設の定期的な点検等を踏まえ、利用者の安全確保に努めてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 学校関係は学校の先生方がやったと、それから専門業者がやったと。保育所は保育所の先生方がやったということであるんですけども、やっぱりここにいらっしゃる課長さんたちも、ぜひ自分の持ち場の施設がどんなものがあるかということは、課長さんたちが必ず目を通さなければいけないと思うんですよ。そうしなければ、いつも見ている目線と違う目線からやらないと、こういう安全点検というのは本当に難しい状況だと思うんです。ですから、4月になって異動した課長さんもおりますし、必ずそこへ行って、自分から課長たちが確認をして、担当の職員と、それから学校の先生も一緒になって、いろんな目線でやっぱり検討していかないと、これはいけないと思います。今後ぜひそういったことを踏まえて対応していただければありがたいと思います。

次に、（2）に入ります。

学校、生涯学習施設における利用団体所有物（用具入れ等の物置等）の取扱いについて、どのような手続を取っているのか伺います。

今、白石第一小学校の事案は、現在、第三者委員会が予定されておまして、この場で、憶測で物事を言うのは差し控えますが、問題になるのは、あの防球ネットの支柱がいつ設置され、誰が設置したか、教育委員会でも、学校でも、現在のところ分からないことにあると思うんですね。そういうこと言えると思うんです。

実は、本町も例外ではなくて、教育委員会や学校でも管理し切れていないものがあるんです。つまり、スポーツ等で利用している団体が、用具入れとかグラウンドをレーキでならすために軽自動車とかを許可もなく設置している例があることから、しっかりとした対応が必要と考え、この問題を取り上げました。答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらに関しては教育長より答弁をさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 学校施設の開放により、利用団体が体育館や校庭に所有物を置いて

いるケースがあります。これまでは明確な取扱いを行わず、曖昧な部分もありましたので、今後は利用団体等、書面による確認書を作成するなどして、管理区分の明確化を図っていきたいと考えております。

また、社会体育施設においても、定期的に利用しているスポーツ団体等の利便性のため、一部の施設には道具入れ等の倉庫を利用団体からの申出により設置している運動施設があります。急な雷雨時の緊急的な避難場所としているところもあり、町としても早急に倉庫等を設置することは困難であるため、今後、学校施設と同様に、設置している利用団体と安全面での配慮や転倒防止策の徹底を図るとともに、事故対応についても文書で取り交わす等、管理区分の明確化を図っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ぜひそういった形で管理を取っていただきたいと思います。私もスポーツ少年団、長く指導していた経験があるんですけども、親の会が子供の卒業に合わせて記念品という形でいろいろ物置とか、いろんなのを置いていくケースが多いんですね。それがいつの間にか責任の所在が全然分からなくなって、そのままぼろぼろになったり、全然管理ができていない部分があったし、私の実体験からいっても、私が職員だった時代に、学校をいろいろ回ってみたら、少年団所有物の軽自動車为学校の片隅に置かれていたことがあったんですよ。学校のほうに聞いても分からない。考えられるのは、多分校庭をレーキでならしたのかなということで、その少年団の代表の方に言ったんですけども、そういえば、何年か前の親の会の会長さんが用立ててくれたんですというような話で、じゃあなぜこれ撤去しないんですかって言ったら、やっぱり親の会の責任だということで、なかなか撤去に応じてくれなかった例があったんですね。それで、当時の親の会の会長さんを説得して、すぐにこれ撤去してほしいというような事例があったものですから、ぜひ今後、やっぱり白石の事例もありますので、ぜひこれ検討して、早急な対応を取っていただければなと思います。

次に、大綱3問目の公共ゾーン防災広場の目的の明確化と有効活用についてであります。公共ゾーン防災広場にある表示板、掲示板を見ますと、大規模な火事の指定避難場所と記載されています。正確には、指定緊急避難場所とあって、適用するのが大規模な火事とある。その隣には、ドクターヘリ離着場とあります。また、

津波避難情報マップがありますが、防災広場とあるのに、必ずしも有効に活用されているとは言いがたいものがあります。

そこで、以下の点について伺います。

まず（１）ですが、公共ゾーン防災広場の掲示板を見ますと、津波／高潮×・洪水／内水氾濫×・土石流×・がけ崩れ地すべり×・大規模な火事○と記載されています。つまり、×は適用しないよ、○は適用するんだよという意味だと思うんですけども、なぜ大規模な火事の指定緊急場所しか活用できないのか。災害用マンホールトイレが設置してありますけれども、どのようなときに活用するのか。この防災広場の町民の認知度はどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） なぜ公共ゾーン防災広場は、大規模な火事のための指定緊急避難場所なのかについてでございますが、公共ゾーンの位置につきましては、東日本大震災の浸水区域と近接しており、さらに西側への避難を推奨していること、また、洪水・土砂災害等につきましては、大雨による阿武隈川が氾濫した場合、浸水区域内にある役場庁舎が孤立する可能性もあることから、火事のための指定緊急避難場所と定めております。

防災広場の活用方法につきましては、通常時は町民の方々が自由に利用できる多目的広場として、また、災害時は災害の規模にもよりますが、一時避難場所、自衛隊や災害ボランティアの支援活動及び待機所としての利活用、さらにはヘリコプターによる緊急物資輸送など、防災拠点として活用しております。

今後、３年をめどに役場周辺のかさ上げ道路の整備を予定しており、周辺環境に応じて見直しを検討していきたいと考えております。

次に、マンホールトイレにつきましては、災害時に断水が発生した場合、一時避難者、自衛隊、災害ボランティア等の活動拠点として活用いただくことを目的に整備したものでございます。

また、町民の認知度というご質問におきましては、昨年度、避難誘導防災サイン設置事業におきまして表示看板を設置したほか、出前講座や訓練等で周知に努めており、今後の地域防災計画の改定に係る町民の皆様へのお知らせなども引き続き行い、周知を図っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） この公共ゾーンは、本庁舎敷地の中にあります。役場は防災における拠点だと思うんですね。その防災拠点であるこの場所が、大規模な火事にしか適用できないことは、問題ではありませんか。

また、防災拠点整備事業として建設した防災倉庫も同じ敷地の中にあります。防災広場にある掲示板を見るにつけ、どうにも違和感を感じるのは私だけでしょうか。どうにもおかしいと思います。ここは防災の拠点なのに、いやこれは全部いろいろな問題があつて駄目なんだよということ自体が、何か腑に落ちない部分があるんですね。亘理町地域防災計画を読むと、公共ゾーン防災広場の位置づけはどこにもありません。私が見落としているのかどうか分かりませんが、私、見つけられませんでした。しかし、町長は、この庁舎が落成した折、挨拶の中で、1階のフロアが住民の避難場所にもなりますと言っておりました。そういうことから、そういう観点からも、この表示の仕方はいかかしくありませんか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ですから、先ほどご説明申し上げましたとおり、残念ながら阿武隈川が氾濫した場合、ここの周りの道路が水没するというハザードマップが出ております。そのために3年間かけて、今からかさ上げを駅のほうからちゃんとできるようにする事業を今後行うわけでございますが、それを完成したときには、またこの防災計画におけるここの位置づけというものを変更していきたいと考えておりますが、現時点におきましては、残念ながらもしここに多くの方が水害等でこちらにいらっしゃった場合、その後に氾濫をしたという状況になりますと、普通の車では通れないような状況になる可能性もありますし、その場合を、やはり自衛隊とかああいう高い車ですと大丈夫なあれにはなっておりますが、それを考えると、今ここになるかもしれないという状況のときに避難をここにさせるのは適当ではないと考えての今現在の運用でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） この役場の周辺の道路整備というのは、同僚議員も一般質問でやっていると思います。かさ上げしないと早く駄目だよというような話で。でもやっぱり役場というのは防災の拠点であるべきだし、そういった形で事業名で防災倉庫も造ったわけですから、やっぱりそういったことは早急にもう対応しますよということを町長が意思表示をしっかりとやっていただければと思います。

それと、この質問の最後に、これは通告外になるので答弁はいりませんが、先ほど木村議員も言うておりましたけれども、新たに設置された防災に関する掲示板には、住民にとって理解しがたい掲示板が多々見受けられます。例えば、荒浜小学校、荒浜中学校、長瀬小学校、吉田中学校、荒浜地区交流センター、吉田地区交流センターの掲示板をぜひ町長見に行ってください。指定避難所、指定緊急避難場所とありながら、ほとんどの災害には適用できないと記載されています。いわゆるバツンばかりなんですね。先ほど防災広場と同じように。そして、何ら注意事項も記載されていないんですよ。住民から見ると、本当に理解に苦しむ状況なんです。私も分かりませんでした。そこに交流センターの職員いたので、この表示の仕方って一体どういうことなのと言ったら、その職員も答えられなかったです。もう一度防災計画を読み直して、津波のときは逃げますどうのこうのとは言うんですけども、じゃあこれ避難所ってあって、緊急指定避難場所というのが表示されているのに、なぜほとんど全部バツなの。その理屈分かるって言ったら、ほとんど答えられなかったです。

総務課長、これね、本当に職員も分からなかったですよ。そういうことだから、私この問題を取り上げたんです。

それと、令和2年4月の互理地域防災計画は、ホームページにアップされているんですね。ただ、その防災計画をずっとめくって行って、指定避難場所とか、そういったものを探すと、物すごく時間がかかるので、互理町指定避難所、互理町指定緊急避難場所と検索するんですけども、そうすると、2017年に更新されたものしか出てきません。勤労青少年ホームとか農業農村改善センターとか、昔の名前のまま出てくるんです。それは全然アップされていないんですよ。今度、ホームページも全部リニューアルするということなんですけれども、ぜひそういったことも防災の観点からチェックを入れてみてください、お願いします。

(2)に入ります。

様々な町民のニーズ、先ほど町長からもいろいろ答弁ありましたけれども、今、ウオーキングやランニング、スケボー、ボール遊び等に対応できるように活用できないか伺います。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、広場につきましては、園路を利用したウオーキングやランニ

ング、芝生を利用しました保育園児等の園外活動や子供たちのボールを使った遊び場など、町民の皆様の憩いの場として既に多くの方に活用いただいておりますが、スケートボードにつきましては、使用するとすれば、舗装されている歩行者のための園路になってしまうために、今後、荒浜地区において新たに専用施設の計画がございますので、そちらをご利用していただければと思っております。

今後とも、危険なことや他の人の迷惑になると思われる行為でなければ、町民の皆様が安心して快適に広場を利用できるように町としても努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

- 2 番（鈴木邦彦君） この役場、本町を取り巻く環境、とりわけ町民が広く手軽に利用できるようにすることができないかと、以前から議会の一般質問もあったと思います。現在の様子を見ますと、朝夕にウォーキングする人やランニングをやる方、休みになると子供たちのボール遊び、スケボーをやっている姿をよく目にします。しかし、どこか遠慮がちに利用している感じなんですね。暗くなってから使っているような感じもありますし、そういったことも見受けられるので、ぜひ、町民が親しく、気軽に利用できるような仕掛けづくりというのをぜひ考えていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦彦議員の質問を終結いたします。

次に、1 番。小野一雄議員、登壇。

〔1 番 小 野 一 雄 君 登壇〕

- 1 番（小野一雄君） 1 番の小野一雄であります。

私は、コロナ感染防止対策について、町道橋本堀添線の交通事故防止対策についての大綱2問について質問いたします。

1 番目は、コロナ感染防止対策についてであります。コロナ感染防止対策のワクチン接種が始まり、日常生活にも幾らかの安堵感が漂っていますが、まだまだ不安が残っております。そこで、以下について伺います。

（1）番として、コロナ感染者数がマスコミ報道されるが、発生件数のみで詳細な報道がなく、町民としての不安が残ります。町民としてどのような感染対策を取ればよいのか伺います。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 小野議員からこのような質問をいただいてうれしく思っております。

日々の新型コロナ感染者の報道に皆さん大変不安を覚えていることと思います。

新型コロナウイルスは、人と人とが接触することから感染が広がってまいります。また、無症状の方からも感染が広がっていくために、予防が非常に難しい感染症です。

感染対策は町民に限らず、国民お一人お一人が常に新型コロナウイルスに感染する可能性があることを意識するとともに、人と人とが接触する機会をできるだけ少なくするために、昼夜を問わず、不要不急の外出を自粛していただき、3密（密閉・密接・密集）を避け、人と会う際には必ずマスクを着用し、こまめな手洗いに努めていただくことが感染予防につながりますので、町民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 町長の答弁ありました。確かに宮城県のホームページでも、開いてみると基本的な感染事故防止対策の徹底ということで、今町長が言ったように、マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、3密を避けるなどの基本的な感染対策を徹底してお願いしますとうたっております。私もそのとおりでございます。

しかしながら、ある先生は、3密を守ってもこれからは感染していくんだと、変異株の問題もありますけれども、このように話されております。

私は、町単独で、このホームページでありますけれども、町長言った以外に何かないものかなということをお尋ねしたいんですが。やっぱり亘理町はこれでいきますよというようなやつありませんかね。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 何か特別なものということだと思いますが、やはり基本的に、先ほど申し上げました原則ですね、3密を避ける、そして不要不急の外出を自粛していただく、人と会うときには必ずマスクを着用、こまめな手洗い、そういうことが、一つ一つの積み重ねがなっていくと思いますし、特別何がやったから感染が広がらないということはないと思いますので、一つ一つの、町民お一人お一人の積み重ねを、基本的な徹底をお願いしたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 私ね、体育館いろいろ使用させていただいております。緊急事態宣

言が発令してから、よく仲間に聞かれるんですよ、例えば、吉田卓球愛好会に私入っているんですが、始まる前に全ての卓球台を消毒液で拭くんですよ、清掃して、終わってからまで全部清掃して、今やっているんですよ。そうしますと、いやいつまでこういうことやればいいんですかと。ある場所によっては、ある体育館のグループでは、そういうことをやっていない箇所もある。まあ、正直者がばかを見るんじゃないくて、私はちょっと年頭のほうなもんですから、いやそれは自分のためにやるんだというような言い方をしておりますけれども、ただ、一般の会員としてはそういう不満があるんですよ。何で吉田ばかりばかみたいにやってるんだと、よその地区はやってないよと。あるいはもっと厳しいところありますよ。もう一切中止だということで、5月中までは卓球をやらなかったグループもありました。6月になってようやく始めた箇所もあります。そういったことで、このコロナ感染防止対策について、あらゆる部分でいろいろばらつきがあると。特に高齢者の方、うちの中でじっとしていると、なかなかね、不平不満がたまってくるんですね。そういったことで、そういったことも背景にあるんだということを、やっぱり考えていただきたいなと思います。これは答弁いりません。通告外でありますから。

(2) 番に入りたいと思います。

町内感染者のマスコミ報道は、町民への不安感を助長するばかりで何の効果もない。市町村別のマスコミ報道をやめるよう宮城県に呼びかけてはどうかということであります。これは私の考えでありますから、まず町長答弁をお願いします。

議 長 (佐藤 實君) 町長。

町 長 (山田周伸君) 新型コロナウイルス感染症、今、大変皆さん本当に気を付けていただいております、ありがとうございます、それに限らず、一般感染症が国内で発生した場合には、県は当該感染症の発生状況等に関する情報を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づきまして、積極的に公表することが責務となっております。その県が公表した内容につきまして、マスコミが報道することをやめるよう求めることはできないと思っております。

マスコミ報道は町民の不安を招く恐れがあるという意見もございますが、県が公表しました感染状況を正しく知ることによりまして、感染防止意識も高められると考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

毎日4時半ぐらいになりますでしょうか、宮城県のホームページに、まずは仙台

市を除く市町村の感染者数と年代、性別、そして濃厚接触者等があるかどうかは毎日更新されております。マスコミではそれを見ながら報道にしているわけでありますので、公に出ているものを報道をとめるというわけにはいかないと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） いや、そのとおりであろうかと思えます。私が言いたいのは、細かい話になりますが、亶理町で一番最初に、1回目のマスコミ報道があったのは、令和2年の11月14日なんですよ、報道があったのは。2名です。ちなみに、山元町はいつ報道があったといいますと、約半年前、5月2日の1名です、山元町は。ですから、亶理町は山元町の6か月後に2名の感染報道がなされたということであります。しからば、その間、政府関係が第1回目の緊急事態宣言ということで2年の4月7日から5月25日までが第1回目、第2回目が令和3年の1月8日から3月21日と、今、第3回目の期間に入っていますね、まあ東京関係、首都圏、大都市関係含めて6月20日までということで、あと四、五日になろうかと思えます。

この間、現在の感染者数は、今町長ご案内のように、夕方毎出ますけれども、今日の新聞に分かりやすく出ていますと、現在、宮城県は9,036人なんですよ、昨日の15日現在で。亶理町は62名、ご案内のとおり。山元町は16名になっているんですよ。この亶理町の62名は、どういうふうでずっと推移してきたかということ、私調べてみたんですが、要は、6月5日から16人になったんですよ、それまでは15名、6月の6日から現在に至って16名と継続しているんですよ、亶理町、その間発生していませんから、報道ありませんからゼロと。山元町は、今、16人なんですよ。これから全然増えていない。これは5月5日からずっと増えていないんですよ、山元町は。一生懸命町民の方々が3密避ける含めて努力されているのかなと思います。こういったことで、私は、この質問するに当たって、何だと、感染者数ばかりで、人数がただ単に増えたよ、亶理町増えたよ、山元町何人、岩沼市何人って増えただけで、亶理町においては、どこの地区でも同じだと思いますが、どこの地区で、例えば私もさっき言ったように、いろいろスポーツやっていますから、運動やっているので聞かれるんですよ。どこで発生して、うちのこういう種目やって大丈夫なのとかね、いろいろあるんですよ。そうした場合に、いやせめてどこの地区とかね、今言った、法律でもっていろいろ縛りがありますから、細かいこといりません。や

っぱりこういうエリアで、こういう従事者とか、仕事をやっている人とか、その程度までね、町の中であってもいいのかなと私は思っているんですよ。それで質問します、宮城県の報道がありますね、ホームページで。この報道するに当たって、例えば、亶理町が感染しましたよといった場合に、町に宮城県のほうから報告があるんですか。どうか、その辺。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 宮城県のほうから、県のほうからはマスコミ発表されるという、県が発表する直前ですけれども、県の発表資料と同じものが電話で参って、その後、ファックスで参るような形でございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） そうした場合に、ファックスなりあれが来ます。亶理町で例えば今16名なってますよね、16名になったからこういうことで注意しなさいとか何とかという、そういう具体的なアドバイスというか、県からのアドバイスはあるんですか、ないんですか。ただ報道だけですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 報道内容と同じ内容で、手前どもも聞いておりますし、また、大体私のほうでいろいろと発表の状況を推測させていただきますと、これはあくまで推測になります、亶理町内で他の人にうつすとか、そういうのは出てないようでございます。どこかから、家族の誰かが感染してきて、家族内で感染をしているような感じは見受けられますが、それ以外のやつはないような感じでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 私、ホームページ見ますと、市町村別の県の保健所管轄の陽性者数というの出ていますね、詳しくね。私はあれだけでいいのかなと思っているんですよ、本来は。市町村別で何人増えました、何人増えましたなんていうと、いかにもね、何か、私は余りいい感じしないなと思っています。保健所の感染者数のあれだけでいいのかなと思っているんですよ。

そこで、1番の感染対策と関連するんですが、県からの具体的なあれはないということで、次に移ります。今度関連がありますので、（3）番の在宅介護者への接種はどのように行うのかということでありますが、この辺まず答弁お願いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 寝たきり等の在宅介護者につきましては、主治医によりまず往診を受けているものと思われます。主治医にワクチン接種が可能かどうか、また、往診時にワクチン接種をしてもらえるかご確認をいただきまして、接種可能であれば往診時にワクチン接種をご案内をさせていただいております。

なお、個別接種医療機関であります、わたり往診クリニックという14の個別接種機関の1つになりますけれども、わたり往診クリニックでは、往診している方へのワクチン接種を実施をさせていただいているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 亘理でも往診クリニックやるんだということではありますが、これ5月の末のマスコミ報道ですけれども、私、ここで初めて知ったんですけれども、加美町のニュースが横山医院のやつが出ていました。要は、これも新聞報道なりいろいろ調べて勉強になったんですが、この往診に当たって、1日6時間6本という原則があるそうでありますよね。ワクチン6人分準備すると。そのワクチンは6時間以内に接種しないと駄目になってしまうという報道がされております。この辺については、専門家じゃないから聞いていいのかわかりませんが、その辺は担当課長は理解しているかどうか、その辺。分かる範囲で教えていただきたいなど。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その辺に関しましては、健康推進課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今現在使っておりますファイザー製のワクチンにおきましては、2度から8度の管理で基本的には解凍後は管理すると。その後に、生理食塩水で希釈するわけですが、生理食塩水で希釈した後、6時間以内に1瓶、1バイアルから取った6本を終了しなければならないと規定されております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） これのおかげで在宅介護者も安心して過ごせるのかなと思います。ちなみにおかげさまで、不肖私、6月10日に2回目の接種終わりました。その辺ちよっと気分的にも幾らか安堵感があるのかなと思っております。

それで、そのワクチン、感染者数とワクチン接種が始まって、感染者の数がぐっと減ってしまいましたよね。毎日報道されておりますように、本当に宮城県においてもかなり、昨日の感染者が6人ぐらいの発表しかになっておりません。ワクチンの効果、かなり成果が出ておるようではありますが、そこで4番目に入りたいと思います。

ワクチンの接種後余ったワクチンの活用についてであります。この関係について、どのように活用するのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 接種予約の急なキャンセルなどで余ったワクチンは、廃棄をしなければなりません。貴重なワクチンを1回分でも無駄にしないように、本町におきましては、当日の体調不良等によるキャンセルの場合、集団接種会場でのキャンセル対応はワクチン接種に従事している職員で対応をしております。

個別接種を行っている医療機関におきましては、各医療機関の判断で非接種者へ声がけしていただくよう対応を依頼をしておりますが、5月末に国からワクチンの供給量を踏まえ、市町村の判断で国の優先順位に従い、順次接種しても構わないという方針が示されましたので、本町におきましても、個別接種医療機関において、どうしても非接種者がいない場合、つまり、今ですと75歳以上の方、次は64歳のあれになりますが、クーポンを持たない方でも個別接種機関におきましては、12歳以上の方であれば声がけいただいて接種していただくよう、各医療機関に依頼をしております。

また、6月1日よりキャンセル時の対応としまして、広報紙でも周知をいたしました。国の優先順位に従いまして、65歳未満の方で基礎疾患を有する方を対象にキャンセル待ちの募集を開始しております。キャンセルの連絡が入った場合は、受付順に連絡をしまして、健康推進課にてクーポン券と予診票を受け取り、接種会場でワクチン接種をしていただく対応をしているところでございます。

なお、追加で6月14日より60歳から64歳の方を対象に、全員に直接通知し、キャンセル待ちの募集も併せて開始をさせていただいております。

また、高齢者に直接接する一定の居宅サービス事業所及び訪問系サービス事業所等の従事者にもキャンセル時の対応を依頼しており、ワクチンを1回分でも無駄にしないよう取り組んでいるところでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今の答弁の中で、64歳以下の接種について、14日から希望を取るという話がありました。この関係、今朝の新聞かな、塩竈で64歳以下の接種について今月中に市民に接種券を配るんだという記事が載っておりました。国のほうでも18歳から64歳までの接種をやれという指示があった模様であります、その方策に乗ってやっているんだなという理解でいいんですか。国では18歳からとなっておったんですが。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 12歳からそういう方策に乗って今やっているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 12歳から64歳まで。この接種の関係で、先ほど町長の話にもありましたけれど、答弁にありましたけれども、5月30日に国では余ったワクチンについては、各自治体に柔軟な対応を検討して判断しろというような指示があったかと思えます。そこで、各県内の自治体首長が率先してワクチン接種やっておるように報道されております。山田町長はいつ接種するのかなと、私、新聞とか見ているんですが、山田町長におかれては、このワクチン接種にやる気あるのかどうか、いや、順番待ちじゃなくて、現段階でね。よその首長は率先して、危機管理を含めて、やっぱり率先してワクチン接種やるんだという方々がおりますけれども、山田町長はどうだか、その辺を伺いたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 先ほど、答弁の中に6月1日よりキャンセル時の対応として、広報紙でも周知しましたが、国の優先順位に従いまして65歳未満の方で基礎疾患を有する方を対象にキャンセル待ちの募集を開始しているということがありました。基礎疾患ではないんですが、私、見ても分かる、ちょっと横幅もあるもんですから、ボディマスインデックス（BMI）の指数を計算しましたら31になっておりましたので、肥満度2ということでございまして、それでもキャンセル待ちができるということでございますので、まだそうことまで動いておりませんが、私が受けるとなりますと、やはり受けた後の翌日、翌々日、また3週間後の何日間かも検討しないといけない、その日程とかを見ながら、ひょっとしたらどこかの段階で受けさせていただくことになるかもしれません。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひとも町民安全のためにも前向きに捉えていただくようお願いしたいと思います。

このコロナのまとめについて、京都大学の山中教授がお話しておりました。このワクチンのおかげで、このコロナのトンネルの出口が見えてきたと。2回目の接種は発熱する人がありますけれども、1ないし2日で回復するので、ぜひとも接種してほしいと。パンデミックは繰り返すので、七転び八起きで頑張してほしいというコメントがありました。これを申し上げて次の大きな大綱2番の町道橋本堀添線の交通事故防止対策について質問をいたします。

東日本大震災復興事業で町道橋本堀添線（802号線・長さ約4キロメートルの南北線）が整備されました。安全対策について不備が見受けられると私思っておりますので、以下について伺います。

（1）番として、新しく整備された町道橋本堀添線との交差する箇所が8か所あります。私は、町道橋本堀添線を優先道路として、その安全対策を講ずるべきではないかと思っておりますけれども、この辺の答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町道の橋本堀添線は、避難道路整備事業としまして、平成24年度より測量設計業務を開始いたしまして、順次工事を実施し、令和元年10月より完成した区間を随時供用開始してまいりました。また、主要地方道相馬亙理線と接続をしまして、令和3年3月1日には全線供用を開始しております。

橋本堀添線につきましては、高盛土構造によりまして、有事の際の避難路としての役割を担うとともに、大津波が襲来した際の避難時間の確保や浸水範囲の減少、さらには建物被害の軽減等、多重防御による減災効果が期待できるものでございます。

道路構造は車道が2車線で幅員が8.0メートル、片側に3.5メートルの歩道があり、全体幅員が11.5メートルで整備しており、隣接する他の町道より幅員が広いので、橋本堀添線が優先道路と考えております。安全対策としましては、各交差点にドット線を引くとともに、注意喚起の看板を設置して、安全な交通の確保に努めておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ありがとうございます。そのような方向でやっていきますよということなんですけれども、ただ1か所気になるのは、この8か所のうち、路線名は町道が7つなんです、7か所。残念といいますか、県道が1か所交差しているんですね、クロスしているんですね。県道吉田浜山元線という、私も本当に、何でもここが県道なのかなと、ちょっと疑問を持った箇所なんです、要は、ただ優先道路とする場合に、例えばですよ、道交法上といいますか、県道のほうが優先道路になるわけですよね。町道がクロスするから、やっぱり一步譲って県道を優先すべきじゃないのかなと、道交法上、私は理解していたんですが、それを全部橋本堀添線を優先道路とする場合、やっぱり県に道路変更の名称変更とか、こういった路線変更の手続とか、そういうのをやって、町道に路線変更してやったほうがすっきりするのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その辺は都市建設課長より答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） その優先道路の交差点につきましては、県の公安委員会とも協議はしておりまして、県道よりも橋本堀添線のほうが優先道路であるという県の見解でありまして、県側には今、「生まれ」はない状態で、橋本が優先となっておりまして、

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 了解しました。ただ、あの県道吉田浜山元線というのは、何か県道の体をなしていないような感じがするんですが、路線変更を、町道に路線変更する気はあるのかどうかですね、並行していろんな601号線とかいっぱいありますよね、それと同じように、やっぱり統一したほうがすっきりするのではないかなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） その点につきましては、議員のおっしゃるとおり、県のほうでもあそこの路線については、もう現在危険区域となっておりますので、県道としての役割はないということで、町への移管の協議がありまして、令和2年度で町のほうでも今後、県のほうで補修が終われば、町のほうで町道として受けるということで約束はしているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） （2）番に入りたいと思います。

現在、一時停止箇所の仮設標識板を橋本堀添線に設置してあります。県道を除いて全て反対側の道路に移設すべきではないかという、1番と関連がありますけれども、その辺、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 橋本堀添線の交差点のうち、県道吉田浜山元線をはじめとする5つの交差点には、安全対策として「減速」や「交差点あり」「一時停止」の注意看板を一交差点当たり6枚設置をさせていただいております。

注意喚起の看板につきましては、ご指摘のとおり、主に橋本堀添線側に「一時停止」の看板を設置しておりますが、これにつきましては、地域住民の方より、南北避難より東西避難を優先してほしいと、強い要望を受けまして、宮城県公安委員会が設置する「一時停止」ではなく、道路管理者のほうで注意喚起看板の設置を行った経緯があります。供用開始後、交通事故の発生もなく、安全な通行が確保されていると認識しておりますので、看板移設につきましては、しばらく様子を見ていきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） そういう経緯があったと、地元住民からの要望があって、当面あれだということでもありますけれども、私もよくあそこ走ったり、通るんですけども、全然止まらないね、止まる車いない、はっきり言って。10台走って1台も止まらない、私の見る範囲では。逆にね、危ないですよ。かまぼこ型になっているから、逆に東西のほうを「止まれ」にしたほうが楽なんですよ。こっちは見えるから。見えるから全然止まらないですよ。任意の立て看板、あれ今町長言ったようにね、あります。私も見てきましたけど。誰も止まらない。止まる人ない。私の見る範囲ではですよ。ですから、意味がないと。逆にそれが怖いんですよ。逆に怖い、かまぼこ型になっているだけに。ですから、しばらく様子を見るということでもありますけれども、その辺、本当に早急に、実地を見て、実際を見て、早急な検討をお願いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 私もあそこできましてから、私は毎回、全部止まっております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 私のコメント、質問しませんので、3番に移ります。

県道38号線と橋本堀添線の分岐点に案内標識を整備してはどうかということであり
ます。まず回答をお願いします。答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 主要地方道相馬亙理線の分岐点への案内標識設置につきましては、
一般的な大きさの縦1.8メートル、横2.5メートルの標識設置費用が1基約600万円
となります。県道の交差点は丁字路の交差点であることから、設置に3基必要であ
りまして、合計約1,800万円の事業費が必要となることから、今後の交通量や費用
対効果も考慮しながら検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 1基600万円ですか、まあびっくりしました。そのくらい私も全然
積算というかね、していませんでしたので、安易に考えておりましたけれども。町
道ですから、私は、今3か所ってお話ありましたけれども、その3か所というのは
どこを指しているんですかね。私は1か所で、相馬方面から仙台方面に向かったあ
の分岐点だけでいいんじゃないかなと思っていますけれども、3か所というのはど
の箇所を指しているのか教えてください。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 地方道の相馬亙理線の、こちらから行って南に行くところの丁字路
の手前、あと、向こうから、相馬から亙理に向かっている丁字路向い、あと、橋本
堀添線の最終地点、丁字路に入るところ、その3か所と認識しております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） いろいろ、3か所については場所は分かりましたけれども、いろい
ろどうなのかなという、あの箇所はいらないんじゃないかなという疑念もあります
けれども、私はやっぱり一番必要なところだけでいいのかなと思っています。

そこで、お尋ねしたいのは、今、常磐道に「津波が来たら西に逃げて」という表
示板出していますよね、あの橋本堀添線も避難道路なんですね。ああいった同じよ
うなものを整備してはいいんじゃないかなと私は思うんですよ。その辺考え方、あ
れば。これ通告していないので、表示板、案内板ということで関連して質問するん
ですが。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その件に関しましては、常磐道に昨年度設置をさせていただきましたけれども、昨年度ですね、今後、それ以外に必要かどうか、検討させていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 私は新しく整備された道路が第一号の事故車が出ないようにお祈りしているんですよ。そういったことで、ひとつ交通事故防止に全力を尽くすようお願いをして、私の質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問は明日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は明日午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時18分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会 議長 佐藤 實

署名議員 高野 進

署名議員 結城 喜和